

福祉教育常任委員会及び予算審査・決算審査特別委員会（第二分科会）

平成26年9月18日（木曜日）午前10時開会

出席委員（7名）

委員長 鈴木 紀 君
 委員 相馬 剛 君
 委員 櫻田 貴久 君
 委員 金子 哲也 君

副委員長 大野 恭男 君
 委員 齊藤 誠之 君
 委員 高久 好一 君

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

教育部長 伴 内 照 和 君
 教育総務課長補佐 薄 井 信 一 君
 教育総務課学校整備推進室長 釣 巻 正 己 君
 黒磯学校給食共同調理場長兼業務係長 高 根 沢 威 夫 君
 西那須野学校給食共同調理場長兼業務係長 神 島 智 行 君
 学校教育課参事兼学校教育課長 伴 真 貴 子 君
 学校指導係長 藤 田 健 司 君
 児童生徒サポートセンター所長 沼 野 井 孝 子 君
 生涯学習課長補佐兼生涯学習係長 小 出 浩 美 君
 青少年係長 添 谷 弘 美 君
 黒磯公民館長 川 嶋 勇 一 君
 スポーツ振興課長補佐兼管理係長 高 橋 力 君

教育総務課長 小 林 一 恵 君
 総務係長 相 馬 智 子 君
 教育総務課学校整備推進室主査（係長級） 加 藤 正 之 君
 共英学校給食共同調理場長兼業務係長 大 澤 博 美 君
 学校教育課長補佐兼学校支援教職員係長 後 藤 修 君
 英語教育推進室長 荒 井 毅 君
 生涯学習課長 稲 見 一 美 君
 文化振興係長 小 池 久 史 君
 那須野が原博物館長兼学芸普及係長 金 井 忠 夫 君
 スポーツ振興課長 宇 都 野 淳 君
 スポーツ振興係長 大 野 薫 君

出席議会議務局職員

議事課長補佐
兼議事調査
係長
増田健造君

議事日程

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

〔教育委員会事務局教育部〕

- ・教育部長挨拶

〔教育総務課〕

予算審査特別委員会第二分科会

- ・議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)

決算審査特別委員会第二分科会

- ・認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔学校教育課〕

予算審査特別委員会第二分科会

- ・議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)

決算審査特別委員会第二分科会

- ・認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔生涯学習課〕

福祉教育常任委員会

- ・議案第59号 那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
について

予算審査特別委員会第二分科会

- ・議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)

決算審査特別委員会第二分科会

- ・認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔スポーツ振興課〕

予算審査特別委員会第二分科会

- ・議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)

決算審査特別委員会第二分科会

- ・認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

開会 午前10時00分

開会及び開議の宣告

鈴木委員長 皆さん、改めましておはようございます。

9月定例会の福祉教育常任委員会にご出席していただきまして、まことにありがとうございます。

また、委員の皆様には、今回二度ほど協議会並びに市内視察ということで大変にありがとうございました。その件につきましても、しっかりと今後に活かしていきたい、そのように思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、今定例会における委員会の審査の方法について申し上げます。

審査は、担当課ごとに行い、それぞれ常任委員会審査・予算審査特別委員会（第二分科会）決算審査特別委員会（第二分科会）の順に審査いたします。審査の日程は、お手元に配付の次第のとおりです。本日は、教育部の審査として午後5時まで教育部が終了しても、保健福祉部については19日明日といたします。

今定例会で当常任委員会に付託された案件は、条例案件2件、予算審査特別委員会に付託された案件のうち、当第二分科会で審査すべき案件は、一般会計及び特別会計の補正予算案4件、さらに決算審査特別委員会に付託された案件のうち、当第二分科会で審査すべき案件は、一般会計及び特別会計の決算認定案件4件でございます。

各委員には、自由闊達なご意見と慎重な審査をお願いしますとともに、円滑な進行にご協力くださいますよう重ねてお願ひを申し上げます。

教育総務課の審査

鈴木委員長 それでは、初めに伴内教育部長からご挨拶をお願いしたいと思います。

伴内教育部長 （挨拶。）

鈴木委員長 ありがとうございます。

議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

鈴木委員長 それでは、教育総務課について審査を行います。教育総務課については、常任委員会に対する付託案件はありませんので、予算審査特別委員会（第二分科会）に切りかえ審査を行います。

教育総務課の皆様申し上げます。

議案の説明に当たりましては簡潔明瞭をお願いを申し上げます。

それでは、議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。執行部の説明を求めます。

課長。

小林教育総務課長 （議案題50号について説明。）

鈴木委員長 ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、質疑を許します。

櫻田委員。

櫻田委員 13ページですが、2項2目と3項2目の今の小学校の特別支援、小学校の特別支援の人数です。それと中学校の人数を、わかる範囲で教えてもらえたらと思います。現状でいいですから。鈴木委員長 課長。

小林教育総務課長 今、手持ちがございませんので、後ほど調べましてご報告したいと思います。

鈴木委員長 後ほどということによろしいですか。

櫻田委員 はい。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

齊藤委員。

齊藤委員 先ほどの12ページのスクールバス運行事業の大原間小での説明に、譲り受けるということで、ちょっと僕が大原間の実情を知らないんですが、スクールバスを出してやっているものかというのを、もう一回説明をちょっとしてください。

鈴木委員長 具体的にちょっと詳細に。

課長。

小林教育総務課長 大原間小学校におきまして、佐野地区にスクールバスを運行しております。

それが老朽化ということで、現行、初年度登録が平成4年ということで22年経過しておりまして、走行距離も17万kmを超えているということで、これを市の社会福祉協議会のほうで持っているマイクロバスですが、それが平成10年度の登録となっておりますので、それを譲り受けてスクールバスとして利用するというものであります。

鈴木委員長 よろしいですか。

齊藤委員 はい。

鈴木委員長 そのほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。討論はございますか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 議案第50号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

認定第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

鈴木委員長 それでは、ここで予算審査特別委員会(第二分科会)を決算審査特別委員会(第二分科会)に切りかえます。

認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

小林教育総務課長 (認定第1号について説明。)

鈴木委員長 ありがとうございました。

それでは、10分間暫時休憩といたします。

11時15分から始めます。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

鈴木委員長 休憩前に引き続き、委員会を始めます。

それでは、課長。

小林教育総務課長 先ほど、櫻田委員からご質問のありました特別支援学級の児童生徒数及びクラス数についてしたいと思います。

まず、児童生徒数ですが小学校では259名、これは5月1日現在ですが、それから中学校においては85名、小中学校合計で344名。学級数、これも5月1日現在ですが学級数は52学級、小学校、

中学校が21学級ということで、合計で73学級となっております。

以上です。

鈴木委員長 それでは、説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありますか。

高久委員。

高久委員 何力所か出てきたんですが、耐震工事関係ですが。

鈴木委員長 ページ数は。

高久委員 258ページ、真ん中辺。

一般会計歳出、10款教育費、小学校耐震改修工事、24年度繰越分の説明を受けました。

前倒しでやると補助率が上がるというのは、どのくらい上がるのかということ、前倒しで、実際には25年度にやると。24年の繰り越しで25年度にやったという中で、どの程度まで設計すればオーケーなのか。どの程度まで工事を実際に踏み込めば、その年の予算として認められるのか。繰り越してきても、どの程度までだったら認められるのかというのを、あわせて聞かせていただければ。

鈴木委員長 課長。

小林教育総務課長 まず、本来ですと、その年度の中で予算計上した中で、執行するというのが本来の形なんですが、先ほどもお話ししましたとおり、ここ数年の中で、学校の施設の耐震化の促進ということで、文科省のほうで、うまく前倒しすることによって補助率を上げますよということで、ここ数年やってきているところなんです。まず、基本的に前年度の中で予算を計上して、実際は、今現行でも翌年度の中でやっているのが日常なところなんです。そういう方としても、丸々改修経費として計上できる。

その中で、積み増しができるということで、そのことについては、改修経費が、ちょっと区画が

計算式ですが、改修経費のところは加算率といいますが、それが積み増しになるということで、ものによっては加算率でいいますと1.97倍という形になります。これは、即事業費として計上されるわけではない、その他もろもろ計算式があるところですが、そのときに加算については1.07倍といった形で加算になっておりますようなところです。

改修経費としましては、この設計とかそういったもの、プラス改修工事そのものが対象となりまして、年度末のところまで精算という形で、利潤を抜いた精算されるものです。

鈴木委員長 いいですか。

ほか、質疑ございますか。

櫻田委員。

櫻田委員 ちょっと課長、今の聞きたいんですけども、小学校とか中学校の耐震の前倒しは、元氣臨時交付金でしたか。あれにどういうふうな形で決算を踏まえて、どういうふうな形ではね返ってきたのか。

市長の説明だと、近隣の市町よりかなり臨時交付金出ましたよね、なんて話だったんですが、これはこの決算を踏まえて、来年度にまた臨時交付金はどういうふうに反映してくるのかという、その仕組みをちょっと教えてもらえればと思うんですが。

鈴木委員長 課長。

小林教育総務課長 市政報告書の19ページを見ていただきたいんですが、基本的にはこの中で、1項教育費国庫負担金ということで、例えば、改築できたら公立学校施設整備費負担金ということで補助対象、もしくは、耐震改修については学校教育環境改善交付金といった形で補助の対象になるということです。それ以外のところは、市の持ち出しという形になっています。

例えば、耐震改修についての補助率ですが、算

定割合としましては2分の1。それ以外の老朽化とかそういったものについては、算定割合としては3分の1となります。

以上です。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 これは力のない自治体だと、そういったところに必要以上にぶち込めないですよ、金、もちろん。

もちろん計画的にこういった事業をしていると思うんですが、那須塩原は情報が早かったか、もしくは先見の目があったのか。そういった部分は、通常どおりの当初予算で行うときのそういった計画が反映するの、金の使い方です。

鈴木委員長 課長。

小林教育総務課長 現行ですと、当年度27年度までの中で耐震改修を完了させるということで、先ほど部長も示したところなんです、ここ数年の中で、文科省のほうで耐震改修を前倒して、補助の上積みをするということになってきているんですが、それについて、年度の途中のところ、県を通して文科省のほうから、このような形で今年度も前倒してはどうですかというようなことでの通知が来て、それは全国的に、全ての多分自治体に通知されたところだと思いますので、そういった形で来て、それに対してここ数年、那須塩原市は前倒しをして実施しているというところでは、

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 じゃ、前倒しをしないと、元氣臨時交付金の対象にはならないという、あれでいいの。

元氣交付金のあれでしょう、結局。そういう意味なんでしょう、やったことによって。

鈴木委員長 課長。

小林教育総務課長 基本的に、先ほどもお話ししました元氣臨時交付金、耐震改修につきましては、

元氣臨時交付金ではなくて、この19ページにある教育振興国庫負担金の中で、国のほうからの負担金補助があるという形になっておりまして、臨時交付金は、それには絡んでこないのかなと。

鈴木委員長 室長。

釣巻学校整備推進室長 今、学校の整備については19ページにもありますように、公立学校施設整備負担金という事業、それと、学校施設環境整備交付金というふうな2つの補助事業がありまして、今、学校の整備については、この2つの交付金及び負担金を使って整備しております。

その負担割合については、改築、改めて作り直すものについては2分の1の補助及び学校の施設環境整備交付金については、耐震補強については2分の1、それ以外の一般改修等については、地震改修のほか不適格改築、建物の弱ったところを直すような、そういうようなものについては3分の1の補助ということであるんですけども、今、2つの負担金及び交付金の事業を使って施設の整備を行っております。

前倒しの話については、先ほど、どの辺までやれば前倒しで認められるのかというふうな話もあったんですけども、これについては国のほうの予算の中で、前倒しの予算が県を通して今どの程度までまだあるので、那須塩原で手を挙げないかというようなことで、これは県内の各市町村に県のほうから照会があります。

那須塩原市においては、ここ数年、先ほど言ったように、国の前倒しの補助の枠内で、県のほうで指定された分で全部の施設を前倒ししておりますけれども、それで要望して確定するのが大体12月ころになるんですけども毎年、時期がその時期なものですから、当然そこから設計とかをやったのでは間に合いません。ですから前年度、設計を終わらせておいて、工事の段階まで進めておい

たものについて、前倒しで事業をやるものに、翌年度にやつに充てているんですけれども。

その場合、はっきりと前倒した年度で、ここまですというふうな決まりはないんですけれども、できるだけ工事の発注をしたほうがいいというふうなことですけれども、やはり、時期が決定するのが12月以降になるものですから、契約まで持っていけるものもあります。あとは、契約まで持っていけなくても、翌年度、やはり、耐震改修工事になりますと夏休み工事が主になりますので、通常の交付申請をしておりますと、交付決定になるのに夏のころになってしまう。そうすると、それで工事を発注したのでは間に合わないというか、夏休み工事にです。

ですから、前倒しで申請しまして、4月早々に入札にかけて、契約を6月ぐらいまでに終わらせて、夏の7月、8月、9月を使って工事をしてというふうなことで。

改築工事についても同じです。改築工事は、10カ月とか11カ月かかる長い工事があるものですから、これについては3月等に契約をして、繰り越しをしまして、工事を維持しているというふうな状況になります。

鈴木委員長 課長。

小林教育総務課長 市政報告書の21ページのところをごらんいただきたいんですが、今、櫻田委員のおっしゃったところで、2項5目総務費国庫補助金というで、総務費補助金地域の元気臨時交付金が、櫻田委員がおっしゃったとおり、下段のほうなんです、小学校施設整備事業及び中学校施設整備事業に充当となっておりますが、この件につきましては、ちょっと財政のほうでの充当ということで、教育総務のほうでは、申しわけないんですが承知していなかったところです。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 僕らの感覚では、これ決算ですから、やったことにおいて補助率が高まれば、全然ウェルカムなんです、わかりますよね。

ただ、それはやはり財政が豊かな自治体が、積極的にできるのであれば、それも評価できる決算だと思う。ただ、室長さんが言うように、何で那須塩原市は5億7,000万円ももらっちゃったと。近隣のところは1億ちょっとなんだと。そういう説明を聞いたときに、ああ、やっているのであれば、全然決算に関しては問題ないわけです。ただ、言うように仕組みだ成果だ。そういったもろもろがあつて実はやっているか。

だから、俺らとしてみれば、議員の立場でこれをチェックしてくれれば、やっているならそれはいいことじゃないか。その、もらった金に返す金じゃないので、もらった金に対してどうのこうのじゃなくて、ああ、那須塩原はもらえる仕組みを知っているんですね。そのこういった教育の施設のやつが一助だったら、どんどん進めてもらっても僕らが反対する必要はないですよ。だから、その仕組みがちょっと知りたくて、ちょっと聞いたんですけれども、何かお互いまくわからないけれども、俺の言っている意味はわかるよね。

だから、この決算を否定しているのではなくて、もらえる金はどんどんもらっていいでしょう。僕らも財政から、課長とかから説明を聞くと、財政支出から何からというのは悪いわけじゃないので、そういったもので積極的にやっている施策が、ほかのところと比べて臨時交付金がこういうふうに出ているのであれば、全然それは問題じゃないと思うんです。

ただ、そういった仕組みが、例えば、こういう教育のものに関して充当ができるのであれば、次の、これ決算ですから、予算のときもそういうのをどんどんやってもらいたいと。そういったよう

に、夏休みにやるのであれば夏休みじゃなくて、さきにそのシステムがわかっているのであれば、そこは俺らが反対したりとか否定する部分ではないので、ちょっと聞いてみたんですけども、すみませんでした。

鈴木委員長 部長。

伴内教育部長 今、櫻田委員からお話がありました21ページの元気臨時交付金。

私の記憶、定かではない部分があるんですが、多分に年末、12月あたりに国が新たに制度を創設すると。地域の活性化に資する事業については、臨時交付金というメニューの中で対象となるものは拾いますよという情報がありました。それを当時、前副市長がいる段階で情報が早目に入ってきたということで、各課に周知をし、メニューに合った事業をまず拾い集めた。それをもとに国に申請をしてこの5億7,000万円何がしが認められたということで、その財源を、例えば、小学校費であると1,855万3,000円、これを先ほどの国庫補助に加えて裏財源としてこの交付金を入れたということで、補助金、交付金を活用し、一般財源を少しでも圧縮するというような組み立てをしながら、この事業を進めてきているということですので、この細かな内容については、ちょっと財政のほうに確認をしないとわからないんですが、やはり、少しでも早く情報を入れて、データを整理し国に投げかけた。結果として、5億7,000万円の交付金というものの対象になったということで、それなりに市の財源を、多少なりとも潤すがための取り組みを進めていたというふうに私は理解しております。

以上です。

鈴木委員長 ほか質疑ありますか。

金子委員。

金子委員 奨学資金対応事業。

鈴木委員長 ページ数伺えますか。

金子委員 240ページ。

これは、10人に333万円ということになっています。ということは1人33万3,000円と。それは、これは4年間続いているその1年分になるんですか。

鈴木委員長 課長。

小林教育総務課長 これにつきましては、先ほども少しお話したところですが、1年間の中の新規貸し付けということで10名の方ですが、1人の方が申し込んだ後3カ月で辞退したいということで、9名の方が324万円となっております。

合計で9名の方が324万円で、1人の方が3万円のものが3カ月ということで9万円だったんですが辞退したということで、この方については一括返済ということで、合計しまして333万円ということになっています。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 それについては、卒業するまで毎年1人それだけずつは出るということ。

鈴木委員長 課長。

小林教育総務課長 対応枠なんですけど、大学の場合は月3万円のものを毎月、何カ月かに1回という形ですが貸し付けるとということで、4年間貸し付ける形になります。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 そして今、その基金残がどのくらいあるんですか。

鈴木委員長 課長。

小林教育総務課長 基金残高にしましては合計で1億8,000万円ほどあります。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 しょうがないね。

基金に対してすごく少ないけれども、しょうがないな、これ。今の問題じゃないから、とりあえ

ず、それで。

鈴木委員長 ほか質疑はございますか。

相馬委員。

相馬委員 259ページ、2項2目の理科教材備品1,715万何がしと、中学校のほうで同じものがあるんですが、理科教材の備品をこれだけ多く購入するというのは、主にこういったものを購入されるのでしょうか。

鈴木委員長 課長。

小林教育総務課長 主に、右から理科教材ということで書いてあるんですが、理科教材と、あと、算数、数学そういったものについての教材、数備品ということで、従前ですと自分たちの小学校、中学校のころですと、理科の教室といいますか、結構古いものがいろいろ骸骨だったり、ダチョウの卵だったりというような、相当古いものが、もう結構古いものがあつたりということで、それについて、そういった整備を促進してくださいということで国庫補助が確定されて、対象額としては2分の1、対象としては2分の1の負担金、国庫補助が出るようになったということで、それで25年度から大幅に予算を計上して実施したということです。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 ということは、これは学校によって、ものが大分違うということ。統一されたものが購入されたものではないと。

鈴木委員長 課長。

小林教育総務課長 そういうことになります。

それにつきまして、ものによっては、はい、そういうことになります。

鈴木委員長 齊藤委員。

齊藤委員 2点ほどあるんですけども、1つが学校給食センターの245ページ。

3地区、3センターあるんですけども、その

中でも西那須野給食センターのちょっと廃棄物です。グリストラップの汚泥運搬が64万円ということで、3倍、4倍ぐらいかかっているんですが、これはその容量の大きさ等々もあるんですが、その辺、説明していただければと思います。まず1個目です。

中段あたりです、62万3,208万円。その他のセンターは19万円ぐらいで、20万弱なんですけれども。

鈴木委員長 係長。

神島西那須野学校給食共同調理場長兼業務係長 グリストラップ、いわゆる、これ油かすです。

西那須野調理場の場合、他も同じなんですけれども、最初に油と水がありまして、その後に水だけが行くという形になっていまして、この油部分を吸い取るわけでございます。なぜ、油が多いかというのは、ギョフリです。油を使うといいますが、後々給食の食器類を洗うときに油が出ると。あとは、その残渣にもよって残ったものについても水分をとりますので、その水分をとったときに油が出るということで、また、あと総体的に人数も約4,800食分、毎日出ているということで、油量が多いなというふうに思います。

以上でございます。

鈴木委員長 齊藤委員。

齊藤委員 わかりました。

施設の中が今度、今、指定管理というか民間に委託しているということなので、処理代のほうがそちら持ちではなくて行政で払っているということは、施設の方々が、油は面倒くさいから流してしまえと言え、それだけ残渣が流れていくわけですね。

だから、そういったところも確認してもらって、かかった料金に対しての割合を見ていかないと、これ、例えばもっと上がっていったら、どんな処

理をしているんだという話になるとは思うけれども、もちろん給食多いのはわかっているんですけども。それでちょっと聞かせていただきました。

じゃ、それは終わって、そのあと248ページの先ほど説明はいただいたんですが、教職員ネットワークシステムのご説明の中で、この間、質問したときに教育長も言っていたんですが、例えば、先生とかの情報の共有化をするということで、これが一体配置されていて誰が見るのかというのを、ちょっと教えていただければなと思います。

鈴木委員長 課長。

小林教育総務課長 教職員ネットワークにつきましては、来年の夏ぐらいにネットワークの更新をするということで、教育長がご説明をさしあげたのは、多分、来年の更新の中でのお話をしたかと思うんです。

現行では、XPの端末を使っているということで、一部の端末を除いては、インターネット環境を遮断しているのが現状です。その中で、ことしの4月、5月の中で遮断したところなんですが、来年の更新に向けて、きのう、教育長がお話ししたような形でネットワークを更新して、例えば、リモートコントロールができたりとかという形でやっていくということです。

鈴木委員長 齊藤委員。

齊藤委員 すみません。聞き方がちょっと悪かった。

これはどこに置いてあるかは、ちょっと。要は集約して見られる場所が1カ所はあるんですか。学校のネットワークはわかっているんですけども、すみません。

鈴木委員長 課長。

小林教育総務課長 西那須野支所の2階にコンピュータ室があるんですが、この中で行っているようであります。

齊藤委員 わかりました。ありがとうございます。
鈴木委員長 ほか、質疑ございますか。

高久委員。

高久委員 244ページ、さっきの給食センターの中で244ページ、10款1項3目の上の段の真ん中、これ、品物だと思うんですが二重食缶と。これ、どんな品物なのか。

鈴木委員長 課長。

小林教育総務課長 二重食缶といいますと、普通の食缶ですと一重ということで運送期間、例えば、給食ができ上がって学校に配送をして、子どもたちが食べるまでに、一重食缶だと冷めてしまうということで、中を中空にしまして、子どもたちのところに届けるということになっているものであります。

鈴木委員長 ほか、ございますか。

齊藤委員。

齊藤委員 先ほどのネットワークシステムの中で、管理自体、先ほど言ったとおり2階にあるということなんですが、その管理運営を誰がしているのかということまで教えていただければと思います。

鈴木委員長 課長。

小林教育総務課長 管理運営につきましては、最終的には市の職員、教育委員会の総務課の市の職員、もしくは学校教育課の職員が共同して管理しています。

それにつきましては、加えて保守業務ということで、例えば、業者が2つほど入って、その中でいろいろ保守業務を行っております。

鈴木委員長 齊藤委員。

齊藤委員 ありがとうございます。

そうすると、今、業者が入っているということなので、守秘義務等々、プライバシーが出て回るというのと、あと、市の職員とは言っているんで

すが、あくまで先生たちのネットワークが回っているというイメージがあるんです。

そうすると、例えば、学校の行事のほう、市の職員が見てわかるのかということも、ちょっと踏まえて教えていただければと思います。

鈴木委員長 課長。

小林教育総務課長 実際の業務につきましては、ハード的な面についての保守ということでやっています、内容につきましては学校の先生方が使っている。

そのあたりにつきましては、先ほどお話ししました学校教育課の職員、教員、事務職員と一緒に共同して作業を行っておりますので、そのあたりについてはあるのかなと思っております。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 245ページ、学校給食単独管理事業601事業で、賃金のところで臨時調理員4名、給食代行員2名というんですが、臨時調理員はなんとなくわかるんですが、給食代行員というのはどういう方なんでしょうか。

鈴木委員長 係長。

相馬総務係長 通常、毎日来ているような人が臨時の職員。臨時職、一般職員と同じように来て務めている方なんですけれども、その人がそうしても来られなかったときに、急遽いなくなってしまうときに、単独だと1人、2人でやっているものですからいなくなるとできないので、別な方をちょっと頼んだ、ちょっと年配の方を頼んでおいて、急遽のときだけ入っていただけるような方を代行員と言っています。来たときだけ払うという形です。

相馬委員 わかりました。

鈴木委員長 ほか、ございますか。

大野副委員長。

大野副委員長 242ページ、ノロウィルス定期検

査とありまして、243ページも同じくあって、あと、244ページにも下段のほうにあります。

これ、金額の違いというのは、人数とかそういった関係でよろしいのでしょうか。

鈴木委員長 課長。

小林教育総務課長 ノロウィルス検査につきましては25年度からということで実施をしまして、月1回、10月から3月に実施するところなんです、職員数等々の相違ということによって単価と申しますか決まってくる。

鈴木委員長 ほか、ございますか。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 認定第1号は全委員が認定すべきものと決しました。

その他

鈴木委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。

櫻田委員。

櫻田委員 (西那須野調理場の電気代について)

鈴木委員長 ほか、委員の皆さんから何かございますか。

櫻田委員 (学校修繕費予算について)

鈴木委員長 ほか、委員の皆さんから何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、教育総務課の皆さんから、何かございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、教育総務課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時に開きますので、よろしくお願ひいたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 零時58分

鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課の審査

鈴木委員長 それでは、学校教育課について審査を行います。学校教育課については常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算審査特別委員会(第二分科会)に切りかえ、審査を行います。

学校教育課の皆様申し上げます。

議案の説明に当たりましては簡潔明瞭によりしくお願ひしたいと思います。

議案第50号の上程、説明、質

疑、討論、採決

鈴木委員長 それでは、議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

伴課長。

伴学校教育課長 (議案第50号について説明。)

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございますか。

高久委員。

高久委員 これ、1回当たり幾らなんですか、そうすると。

伴学校教育課長 1回につき6万円をお支払いさせていただいております。

高久委員 全員。

伴学校教育課長 いえ、アドバイザー。1回につき6万円支払いの対象者はアドバイザー1名のみです。

鈴木委員長 ほかにございますか。

相馬委員。

相馬委員 この英語教育推進委員会の具体的に細かい内容、構成メンバーから、何をされているか伺ってよろしいですか。

鈴木委員長 課長。

伴学校教育課長 今年度本市は、英語教育を総合的に推進するということで、その骨格といいますか、その基本的な方針、計画を考えるための委員会、それを英語教育推進委員会ということで立ち上げました。

推進委員会設置の目的ですけれども、本市の推進する小・中一貫教育を視野に入れながら、A L

Tを活用したコミュニケーション能力を育成するための方策、これを策定し、それらを学校に示すことを目的としております。

推進委員会の業務ですが、義務教育9年間の英語指導カリキュラムを作成すること、2つ目として、コミュニケーション能力育成に効果的な授業方法の研究をすること、3つ目にその他目的達成のため、必要な事項に関することということの本推進委員会の業務といたしました。

委員会の組織ですけれども、今申し上げましたアドバイザーということで、文科省国立教育政策研究所の名誉所員であります渡邊寛治先生を委員長といたしまして、それ以下、学校教育課内の事務局員、また、市内の小中学校の英語を専門とする教員、さらに本市が窓口で雇用しております英語支援員という非常勤のそれぞれの学校に入って英語の授業に携わってもらっている市採用の非常勤の先生方なんです、それと、あと、学校教育課内におります英語教育専門員という英語を母語といたしますダニエル・カーニンという男性の職員なんです、それを全部含めまして14名の組織になってございます。

最初に申し上げましたように、この委員が中心となりまして、義務教育9年間を見通した英語指導のカリキュラム、これを今年度から来年度まで2カ年計画で作成しようということで会議を持っているところです。

以上です。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 そうするとそのメンバーでこのアドバイザーが必要だったところというのはどういうところでアドバイザーが必要なのか。

鈴木委員長 課長。

伴学校教育課長 この渡邊寛治先生ですけれども、もともと塩原中学校の英語教育に関しまして2年

前ほどから実際に現場に入らせていただきましていろいろなアドバイスをいただいております。本市が今回ALT全校配置、あるいは小学校1年生から英語の指導を入れていくということで、2年前ぐらいからこの渡邊先生にはいろいろな意味でアドバイスをいただきましてスーパーバイザーという形でアドバイスをいただきまして実際に細かくかかわっていただいていたという経緯がございます。

また、本市の教職員の研修会、教育講演会で講師としてお招きをいたしまして、市内の小中学校の職員に渡邊先生のこれから求められるコミュニケーション能力ということでご講話をいただいたということもございます。

そういう意味で本市の進める英語教育の、本当にスーパーバイザー的な役割を果たしていただいているということで、今回の英語教育推進委員会でも委員長をお願いしたところです。

以上です。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、その他がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 議案第50号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

認定第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

鈴木委員長 それでは、ここで予算審査特別委員会（第二分科会）を決算審査特別委員会（第二分科会）に切りかえます。

認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

伴課長。

伴学校教育課長（認定第1号について説明。）

鈴木委員長 それでは、説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございますか。

櫻田委員。

櫻田委員 それでは、ちょっと2点ほどお聞きしたいんですが、前回の決算の質疑で星議員から、250ページね、カウンセラーの相談件数が2,719件という、どのくらいの相談があったんですかと言ったら2,719件という答弁だったんですね。宿泊体験もできればこの決算の時点で、去年、どのくらいの人が行って、このくらいの人現場に復帰したと、統計的にはここに行けば75%くらいは復帰できますよというように不登校とかそういう本市としての取り組みは非常に評価できると僕は認識しているんですけども、去年のこの決算出た時点の実績と、あとはこの教育相談のこの2,719件から例えば相談を受けてそれで復帰できたりとか、助かったりしたというのは、非常にそれはそれでいいんですけども、こういったことからせっかくいい施設があるのに、そういった紹介した事例とか、例えば2,719件のうちからメール行って助かった事例なんかの、もし詳細なデ

ータがわかればお示ししてくれればと思います。わからなければ後でもいいですけども。

あとはその仕組みですね。こういうふうな形の相談を受けてメール行けばそれはいつも、中の議員にはこれをほかの自治体に進めたらという、俺からしてみればナンセンスなことと言っている議員もいるんですけども、じゃなくて本市の取り組みはこれ、もう非常に評価できるものですし、これを費用対効果に置きかえること自体もやっぱりおかしな話ですけども、1人でも2人でも本市としてはこういった不登校対策を限りなくゼロに向かっていくという方針としては非常に評価できると思うんですね。そのやっぱり実態のその実数をちょっとお示しいただければ。ちょっと長くなりましたけれども、お願いします。

鈴木委員長 伴課長。

伴学校教育課長 では、平成25年度のメールの利用者数につきましては、実数で申し上げますと、小学校は11名です。ただしこの11名は何度も利用しているということですので、延べにしますと47人となります。

中学校につきましては、実数が34人です。延べにしますと269人となります。

小学校、中学校合計実数は45名となりますが、幸いなことに昨年度45名の利用がありまして、全員が何らかの形で完全復帰とまではいった子もいますし、そこまではいかずに一部いけたとか、あるいは保健室までは行けた、相談室までは行けた、あるいは毎日じゃないけれども教室まで行けたという、部分復帰を含めると、45名全員が何らかの形で学校復帰を果たしております。

これは非常に私どもといたしましても大変喜ばしい数字でして、本市の取り組みが着実に効果を上げているあかしになっているのではないかなと評価をしているところでございます。

また、スクールカウンセラー等の相談とそれからメールの関係ですけれども、ほとんどの場合、ほとんどのお子さんが何らかの形でスクールカウンセラーでありますとか心の教室相談員でありますとか、あるいはサポートセンターふれあい、あすなるの適応指導教室とつながりがあって、またそこに通級している子、また相談に行った子が、ではこういう施設がありますからぜひ行ってみたいかがですかという働きかけをいたしまして、それでつながるというケースが多いと思います。

もちろん学校から直接メールのほうを希望したいとか、あるいは学校のほうから直接メールを体験させたいという意向も受けますが、直で行くのではなく、必ずサポートセンターの担当指導主事が事前に本人及び保護者、また、担任の先生と面談いたしまして、その子の実態を把握し、その子にとってどういう方法でメールのプログラムに参加させたらいいのかというそういう支援シートのようなもの、そういうのを作成してからメールのほうを実際に利用するという手順を踏んでおります。

ですので、何らかの形でカウンセラー等のアドバイスなり勧めがあってメールに伺っているというふうに把握をしております。

では、どのくらいの割合でカウンセリングを受けた子がメールにつながっているかということにつきましては、大変申しわけありません。

〔「了解しました」と言う人あり〕

伴学校教育課長 実態につきましては把握してございません。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 本当に心の相談員とかは僕が2年またいで入っているんですけれども、毎年増員をしてもらったりしてその部分のお手当ては非常に行政のほうも面倒見てもらっていることはすごくあ

りがたく感じています。

この2,719件がこの決算における相談件数だったんですが、過去、この件数は先生の数ももちろんふえているのでそれなりの対応ができていて非常にそこはありがたいんですが、毎年毎年これはふえている傾向という認識でよろしいのでしょうか。

鈴木委員長 伴課長。

伴学校教育課長 実は、スクールカウンセラーにつきましては、県の配置事業を使いまして各学校に配置しております。

本市といたしましては、サポートセンターに市のカウンセラーが4名配置されておまして、県配置のスクールカウンセラーでは賅い切れない部分について市のカウンセラーさんにもいろいろ学校回っていただいたり、あるいは実際に来た子どもたち、親もカウンセリングをしてもらったりというようなことで多に活躍をいただいているところです。

先ほど櫻田委員さんがおっしゃっていましたように、カウンセラーにつきましても県のほうもふやす傾向にあるわけなんですね。カウンセラーそのものがふえればもちろん相談件数もふえますし、学校現場に行く日もふえてくるということになりますので、当然相談件数につきましては年々増加しているという実態がございます。

また、心の教育相談員の相談件数につきましては、実は先ほどの二千数件の中には心の教育相談員の相談件数は含まれておりません。別に昨年度は3,737件、小中学校全部ですけれども、3,737件の相談があったということで市のほうには報告がなされております。

この数字は、前年度24年度と比べまして若干ふえている、24年度は3,709件ですので30件弱今年度はふえております。

そういう状況にあります。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

高久委員。

高久委員 258ページ、中学校教育推進費の266ページ、中学校教育推進費用の中に、教師用の教科書、指導書が必要なかったと。これが必要な年というのは決まっているんじゃないで、途中で変わることがあるのですか。

鈴木委員長 伴課長。

伴学校教育課長 ではお答えさせていただきます。

小学校の教科書、中学校の教科書につきましては、文科省が検定をしまして、検定を通った教科書の中からそれぞれの採択地区がその地区の子もたちにはこの教科書が一番ふさわしいであろうというそういう審査会を持ちまして、その答申を受けて各教育委員会が承認をするという手続がございます。小学校、中学校ともに4年に一度教科書の採択がえを行います。

実は今年度は、小学校の教科用図書の採択がえの審査をする年でした。夏休み前に、5月から7月にかけて採択事務を行ったわけなんですけれども、そうしますと来年の4月から小学校は新しい教科書を使い始めるということになります。そうしますと、来年から新しい教科書になりますので、小学校の現場では来年の4月から先生方の教科書も指導書と言われるものですね、教師用指導書、それも全部買いかえをしなければならないんです。ですので、来年度平成27年度はその教師用教科書、指導書を購入するだけの予算をあらかじめ確保しておく、また、それを歳出するなりということが入ってまいります。

中学校につきましては、1年おくれで同じような採択事務を行いますので、中学校につきましては来年会議を持って、じゃ、今度はどの教科書がいいかという審査を行います。さらにその次の年

ですので28年度から新しい教科書を中学校で使う。そうすると、中学校では28年度に新たに先生方の教科書、指導書をどかんと、かなり大きい金額になりますがそれが必要ということになります。

ですので、小学校があって中学校ですので、そのはざまが2年ぐらいできるんですね。大きな買いかえをしなくてもいい年がことしがちょうどどれにもひっかからない、すみません、25年度は必要ない年だった。ちょうどはざままで。

鈴木委員長 高久委員。

高久委員 何か、わかったような。そうすると、わかっているわけだから当然これ、上げなくてもできたんじゃないのと。たまたまそういうときに回ってきたと、そういう年になったということなんですか。

伴学校教育課長 ただ、その前の年は買っているんですね。減になるものですから。それで説明をさせていただきました。

高久委員 わかりました。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

齊藤委員。

齊藤委員 小学校のほうも中学校のほうも、小学校が261ページで、中学校のほうで説明いただいたほうなので中学校のほうでもいいんですけども、中学校就学支援事業ですね、先ほど、修学旅行のやつでというご説明いただいた中の言葉の意味で、準要保護と要保護の内容というか違いを教えてくださいたいんですが。

鈴木委員長 伴課長。

伴学校教育課長 要保護、準要保護という言葉使わせていただいておりますが、要保護というのは、生活保護受給世帯を要保護としております。準要保護といいますのは、生活保護は受けていないんですけども、お子さんの就学に係る費用についてどうしても必要であるということで申請がありま

して、補助学用品費、通学用品費、給食費等を補助しているというものであります。

鈴木委員長 ほか、ありますか。

相馬委員。

相馬委員 248ページの学校運営事業費の中の負担金で248ページに来て、手をつなぐ親の会黒磯地区、手をつなぐ親の会西那須野地区、塩原地区というふうに入っております、8万4,000円、6万4,000円というふうな金額になっているんですが、まず手をつなぐ親の会というもののちょっと内容のご説明と、その地区によつての2万円の差というのは人数割なのかどうなのかと思うんですが、その差をちょっとご説明いただければと思います。

鈴木委員長 課長。

伴学校教育課長 この手をつなぐ親の会というのは、それぞれの小中学校のPTAの会員の皆様は任意でご加入いただいている会です。障害のあるお子さん、特別支援学級に在籍している、していないにかかわらず、特別な支援が必要とされるお子さんはいるわけで、そういうお子さんに対して例えば学校の中で特別に行事を持ったり、あるいは校外に出てさまざまな活動をしたり、つまり実物に触れる機会を通常の学級のお子さんよりもより持つことによって人間的な成長を図るとかいろいろとな体験をさせるということで、それを支援するのが手をつなぐ親の会ということになるかと思ひます。

もちろん学校によりましては、手をつなぐ親の会が組織されていて、さらに会費を集めておりまして、学校独自でも持っておりますが、本市の場合、黒磯地区とそれから西那須野塩原地区、大きな固まりで団体が今2団体に分かれているところなんですけれども、それぞれ的那須塩原市、黒磯地区手をつなぐ親の会と、西那須野塩原地区の手

をつなぐ親の会に対してこれだけの補助金を出しているということになります。

2万円の金額の違いにつきましては、規模ですね、児童生徒数による案分でこういった差が出ているという、ご理解いただきたいと思ひます。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 すみません、その手をつなぐ親の会の、黒磯地区、西那須野塩原地区それぞれの任意でおっしゃられたので、任意で加入されている人数はどのくらいおられるのでしょうか。

鈴木委員長 伴課長。

伴学校教育課長 今、任意でと申し上げたの、各学校では任意でその会に多分入っている人が多いと思ひます。ほぼそのPTA会員の方がほとんど全員近い形でご加入いただいているのではないかなと思ひます。

それから、この黒磯地区、それから西那須野塩原地区の手をつなぐ親の会ですが、特別支援学級を持つ学校さんが中心になって地区ごとに集まりまして黒磯地区で、合同で宿泊学習に行くとかあるいは遠足に行くとか、西那須野塩原地区が合同で何かの発表会やるとか、そういう活動しております、団体としての。そういう形での一部補助金としてこの8万4,000円、6万4,000円をお使いいただいているということになります。

鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので質疑を終了いたします。

討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、討論がないようですので討論を終了いたします。

採決いたします。

認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 認定第1号は全員異議なく認定すべきものと決しました。

その他

鈴木委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆様から何かございますか。

櫻田委員。

櫻田委員 (合併10周年について)

鈴木委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、学校教育課の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、学校教育課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで、執行部の交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時42分

鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

生涯学習課の審査

鈴木委員長 それでは、生涯学習課について常任委員会審査を行います。

生涯学習課の皆様申し上げます。

議案の説明に当たりましては、簡潔明瞭によるしくお願い申し上げます。

議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第59号 那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

稲見生涯学習課長 (議案第59号について説明。)

鈴木委員長 説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑ございますか。

相馬委員。

相馬委員 子ども課の実例と相談してというふうにおっしゃいましたですけれども、その条例の細かい内容は規則で定めるというふうになって、その定めるのは、ただ子ども課でそういうふうにするからしたということなのか、それともその省令を規則に振りかえた理由とかメリットとか何かあってそういうふうにするのか。

鈴木委員長 課長。

稲見生涯学習課長 まず、出だしの部分ですね、今回当局3本の条例が議題にかかりまして、2つはもう可決されておりますが、同じ子ども・子育て3法の中によって条例化するものなものですから、条例の建てつけから全く違う形で、こちらは細かい数値が全部入っていて、向こうはそういう

ことが入らないで細目は全部規則になっているということでは、同時期に出すほとんど同じ内容の条例として話が合わないでしょうというようなお話になりました。

それともう一つが、これは日本国中では1,700の市町村がありますが、1,600の市町村にしか学童保育やっていなくて、100以上の自治体では学童保育制度がないんですね。そのために、厚生労働省では余り厳しいものをつくってしまいますと即条例違反、児童福祉法違反というふうになってしまうので、できるだけ緩やかにして認めたいということがございました。そのために、規則でしたら、こう言うては何ですが、議会にかけなくても直せるだろうということもありまして、そういう厳しい1.65とか40人とかというような部分については規則に準じていたほうが、保険を掛ける意味で、条例違反をすぐにつくらないという意味では大変重要だということ、そういう理由もあると思います。

鈴木委員長 ほかにございますか。

高久委員。

高久委員 9条のところ面積基準が出ています。これで、附則のところ5年間の猶予期間を設けたと。幾つかその基準に合わないところがあるというお話がありました。合わないというのは幾つの中で幾つが合わないのか。それと、できるだけ早く合わせるというのと、5年間という5年間はどういう基準で5年間としたのか、この辺。

鈴木委員長 課長。

稲見生涯学習課長 まず、1つ目の質問でございますが、現在、公設民営のクラブは21ございます。21のクラブのうち、西那須野の施設が4施設、それから黒磯の施設が1施設、全部で5施設が面積が若干足りないという状態になっております。

それと、2つ目のご質問でございますが、5カ

年間の意味でございますが、先ほどご説明の中でちょっと申し上げました。都道府県知事が行う研修を修了したものでないと支援員になれないという部分、これは厚生労働省で5カ年間の猶予期間を設けております。

先ほども申し上げましたが、すぐに条例違反にならないように厚生労働省でも5カ年間というような猶予期間を設けているというのが一つの理由です。

もう一つの理由は、安倍首相が5カ年間のうちに30万人の児童が吸収できる施設整備をしますよというふうに言っておりました。特に、2カ月ほど前の産業競争力会議というところでは、文科省の筆頭局の生涯学習政策局が5カ年間で30万人の吸収できるような施設整備をやりますとはっきり言っておりますので、私どもも5カ年間のうちに予算措置がたくさんされるだろうというような期待も込めましてその間にこの5施設の増築なりができるんじゃないかというような読みがございます。

それともう一つは、民設民営は別の補助金があるんですが、やはりその人たちのこれが5カ年間の猶予がなければすぐに条例違反ということになってしまうということで、条例の検討会議の中で、この5カ年間という猶予があるので非常に助かるというようなことでございました。

そんなようなことで5カ年間という猶予期間を設けさせていただきました。

鈴木委員長 高久委員。

高久委員 面積基準で、例えばこれ、この、学童は特に保護者とか市民の要求でできたものですよね。この粘り強い住民運動の中でつくってきたと。自治体と一緒にしてきた。国のほうは余り熱心でなかったというのがずっとあって、もう、これ成果なんですよ。

何人の方がこの会議入って、保護者の方も入って一緒に意見をまとめてきたというところで、面積基準が市のほうは国の1.65というので、ほかの国なんかと比べるとどうなんですか、この面積基準というのは。私が聞いている範囲では、ほかの国はどんどん拡大している、大きくなっている。大きくなっていないのは保育園もあわせて日本だけみたい、ここまでやっているよという話をよく聞かされんですが、その辺はどんなふうに認識されていますか。

稲見生涯学習課長 この1.65という数字がどうかということになりますと、多分、これ私の予想なんです、1坪に2人ということで、大昔に決めているままの数字を使っているんだと思います。今まで使っていたガイドラインでも1.65.ただ、今回1.65以上とするということでごさいます、実際には1.65以上あるところが大変多くはございます。ただ、その面積が果たしてどうなのかと言いますと、ちょっとわからないというのが実情だと思います。

特に、外国につきましては全く調べてございません。また同じ制度があるかどうかもちょうとわかりませんので、大変申しわけありませんがそこはご容赦いただきたいと思ひます。

高久委員 ありがとうございます。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

討論ございますか。

高久委員。

高久委員 やっぱりこの条例、認定こども園と同じで、やっぱり今までの範囲でということ、幾つかの自治体は国の基準を上回る基準で決めてい

ます。さらに厳しくということ、さらに広くということ。日本が世界に対して時代おくれにならないようにということで、幾つかの自治体は国の基準を上回る形で決めています。今私の記憶も確かに日本では随分以前に決まった、もっと簡単に言えば戦後すぐに決まった基準ですずっとやってきていると。さらに今回はそれ以上ということもありますけれども、おおむねこれを認めるという方向でやっていくと恐らく最低基準がこれになってしまうというおそれがあります。やっぱりこれからということであれば当然これを上回るような基準でやっていくべきというふうに私は思ひます。

よって、この案には反対いたします。

鈴木委員長 反対という討論が出ましたけれども、ほかに討論ございますか。

櫻田委員。

櫻田委員 私はこの条例に賛成する立場で討論いたします。

待機児童をなくすという国の政策で認定こども園から始まって、今度は小学生に上がったときにもやっぱりお母さんたちが働き出せるような最低限の条例だと思うし、これは国の法令を参酌したり従ったりというものを上手に加えながら那須塩原市らしさもある程度入っているんじゃないかと思ひます。

これからこういった問題は非常に大事だと思うし、国は恐らく子どもも宝なんだと思う節もあるんで、おおむねこういった形で待機児童がなくなってくるような施策に結びつけるような条例であれば賛成ということをお願いいたします。

鈴木委員長 それでは、ご異議がございしますので、挙手により採決いたします。

議案第59号 那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを原案のとおり可決すべきものとする

ことに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

鈴木委員長 挙手多数と認めます。

よって、那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

鈴木委員長 それでは、ここで常任委員会を予算審査特別委員会（第二分科会）に切りかえ審査を行います。

議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

稲見生涯学習課長（議案第50号について説明。）

鈴木委員長 説明が終わりました。質疑を許します。

質疑はございますか。

櫻田委員。

櫻田委員 教育祭なんですけれども、生涯学習のほうでどのぐらいの予算規模と、あとシャトルバス、この補正に反対するわけではないんですが、シャトルバスをあそこのアウトレットから4台ぐらいを出してやるということは、かなりの人数、ざっとでいいんですよ、10万人ぐらい予想しているとか、そういった形のものがあってこういう計画を出したと思うんですが、その大枠は、概要はどんな形か説明していただきたい。

鈴木委員長 課長。

稲見生涯学習課長 宇都宮共和大学の施設を使わせていただいて3年目になります。それまでは文化会館で行ってありましたけれども、それまでは500人程度でございました。昨年、2,000人集めることができましたので、今回は10周年ということもありまして、市内の一体感の醸成ということもありまして、今までは西那須野地区と黒磯地区は別々に小学生、中学生の作品展示を行ってありましたけれども、1カ所に集めてみんなに来てもらいましょうということで、もしかしたら展示をしてくれた子どもたちのお父さん、お母さん、兄弟なんかも来てくれるのではないかとということで、倍の4,000人集まったらいいなということで、そういうこともありまして駐車場も別にお借りして、アウトレットをお願いして借りてということで、今回やらせていただきました。倍の人数、想定といますか期待しております。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 最後に1点だけですが、板室温泉の奥に行くと、加登屋さんの施設は十分にわかるんですね。本当にこれ登録してもらうのは全然、賛成なんです、あそこのところはすごく、行きどまりが宿屋さんになっているじゃないですか。ちょっと広がっていて。これ文化財に保存してもらうのはいいんですけども、もし火事なんかが起きちゃった場合、昔なんかは板室の会館だって焼けたという経験あると思うんですけども、せっかくですから登録もいいんですけども、インフラ的な部分を少し見直してもらって、登録がてら何となく、そういったうまく活用してもらいたいなと思うんですけども。

1者に加担するとかどうのこうのじゃないんですけども、例えばあそこの施設を、今課長のほうから説明があったんですが、あれは加登屋さんが、例えばカフェとか、例えば宿泊施設に利用す

ることはやぶさかではないという認識でよろしい
んでしょうか。

鈴木委員長 課長。

稲見生涯学習課長 まず、初めの部分のあの地区
全体の防火体制とかそういうことになりますと、
ちょっと私どもの守備範囲から離れてしまうのか
なというのがございます。

それから、さっきの2つ目のご質問ですけれど
も、この登録文化財制度は、当然カフェにしよう
が何にしようが、それは大丈夫というふうに理解
しています。この制度をつくって、私どもの市に
もう1個ありまして、平成14年に高木会館がこの
制度を使って登録を、すみません、さっきちょっ
と説明し忘れてしまいましたけれども。高木会館
は、大正7年につくられたものがございますけれ
ども、あれがおっしゃるとおりカフェで使ってお
ります。ああいう形で保存ができますので、非常
にいい制度ではないかなというふうに考えており
ます。

鈴木委員長 ほかに質疑。

金子委員。

金子委員 教育祭シャトルバスは、西那須からは
出ないんですか。

鈴木委員長 課長。

稲見生涯学習課長 アウトレットからだけしか考
えてございません。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

齊藤委員。

齊藤委員 西那須野公民館管理運営事業の修繕料
が143万円、これ何が壊れたんですか。

鈴木委員長 課長。

稲見生涯学習課長 これにつきましては、実は今
年度になって壊れていることに気がついたんです
が、実は2月の大雪のときに一度停電がございま
した。そのときに、自家発電のエンジンが回って

しまったらろうと、その回ってしまったことに
気がつきませんで、そのまま回しっ放しにしたた
めに燃料が切れて壊れてしまったと。何ていった
らいいのかわかりませんが、自動
制御装置E A針、それから充電器、蓄電池、不凍
液、オイルフィルター、工事費。

鈴木委員長 齊藤委員。

齊藤委員 とりあえず回っちゃって、普通だっ
たらエンストするだけですよね、燃料使っているだ
けなんで。それが蓄電池まで行ったということは、
電気施設に流れなかったということなんです
か、そうしたら。

鈴木委員長 課長。

稲見生涯学習課長 報告書によりますと、自家発
電設備停止後、過充電状態となりバッテリーが放
電、充電回路が故障したケースが考えられるとい
うことで、消防設備保守協会から指摘を受けてお
ります。

鈴木委員長 齊藤委員。

齊藤委員 ということは、施設の中に誰かいて、
つければついたということですよ。停電になっ
ているところに、そこから行くわけですから、そ
の切りかえをわかっていないと、今後あったとき
に同じことが起きますよね、人がいても。

鈴木委員長 課長。

稲見生涯学習課長 お見込みのとおりでございま
す。

〔「危ないですよ」と言う人あり〕

稲見生涯学習課長 これ、もしかしたら夜中にな
って回ってしまったのかなということで、その部
分が本当に細かく見ないと、停電があったら即そ
こを見るというふうにはしませんと、また同じこと
になってしまうのではないかなというふうに考えて
おります。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

相馬委員。

相馬委員 すみません、13ページの西公民館の工事請負費のグラウンド整地なんです、先ほど普通にやったら500万円かかる、43万2,000円だから今回は補正でということなんです、判断基準というのは、500万円だと金額が大きくてできないんですけれども43万円だったらできるという、その判断基準というのはどういうところにあるのか。実は、恐らくこれ西コミュニティだけじゃなくて、結構話があるんですね、除染の後、使いづらくなった、使えなくなったグラウンドって実はいっぱいあって、先ほど言った小指ぐらいの石というのはほかの施設もあって、大分、石拾いはやっているんですが、このぐらいの金額だったら、じゃあどこもやってもらえるのかなという話になるんですけれども、その43万2,000円の判断基準をちょっと伺いたいんですけれども。

鈴木委員長 課長。

稲見生涯学習課長 これは、西公民館のまず施設だということですね。本来、ゲートボール場をあちこち私見て歩きましたけれども、自分たちで土地を探して、自分たちでやっているということでした。

それまでは、この西那須野の西公民館の地区で、西那須野の大会とかも開けた。ところが、それがだめになっちゃったものですから、関谷南球場のほうに行ったり、屋根があるところだそうですね。ところが、ゲートボールをやっている方は非常にお年寄りで、自転車で行けるところじゃないと行けないという、そういうような非常に切迫した訴えもございました。

また、ここは西児童クラブの子どもたちが、午後はサッカーをしたり何だりして遊ぶんですね。我々行って歩いてみますと、私の革靴の上からでも痛いんですよ、足が。あそこは西児童クラブが

併設されているクラブでもありますし、一番近い遊び場でもあるということで、子どもでも遊ぶところはまたがちゃがちゃになってしまいますよという話もしたんですが、それでも我々がちゃんと整備をしてやりますということで、まずお年寄りがたくさん使っていて、非常に遠いところまで行って、もう2年間も大会が開けていないというようなお話がありまして、また、直接教育長などにも訴えがありまして、一度は諦めていただいたという経緯がございます。

幾らだからやる、幾らだからやらないということとは言えないのですが、西公民館の施設でもありますし、学童保育でも使われていただいているということですので、10分の1以下になったんだから、ちゃんとやるよりも10分の1以下でできるということで、この後もメンテナンスもやってくれるというお約束なので、これだけだったらやれるのではないかとということで。ただ、金額的に基準があるというようなものではないと思います。

〔「わかりました」と言う人あり〕

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 議案第50号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。10分間
休憩ということで。40分から再開予定です。

休憩 午前 2時28分

再開 午前 2時43分

鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を
開きます。

認定第1号の上程、説明、質疑、
討論、採決

鈴木委員長 ここで、予算審査特別委員会（第二
分科会）を決算審査特別委員会（第二分科会）審
査に切りかえます。

認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳
入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

稲見生涯学習課長 （認定第1号について説
明。）

鈴木委員長 ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、質疑を許
します。

質疑ございますか。

質疑はありませんか。

金子委員。

金子委員 298ページですけれども、黒磯文化会
館管理運営事業の中で、真ん中ごろに、大ホール
地下トイレ改修事業というのがありますが、これ
も、これはどういう改修工事をして、そして、和
式、洋式がそれによって変わったのかどうか、ど
ういうふうになったか。

鈴木委員長 課長。

稲見生涯学習課長 これは、お見込みのとおり大
ホールの地下のトイレの男女トイレを1個ずつ洋
式に改修しました。その前にも1個ずつ別に洋式
トイレがございましたが、その洋式トイレにプラ
ス温水シャワー洗浄の機械をつけましたというこ
とで、大ホールの地下トイレは、今のところ2個
ずつ洋式があるというような形になっております。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 ということは、女性トイレ、地下9個
の中で2個だけ洋式になったという、7個は和式
のままで。

鈴木委員長 課長。

稲見生涯学習課長 おっしゃるとおりでございま
す。

金子委員 毎年1つずつなりそうなんですか。

鈴木委員長 課長。

稲見生涯学習課長 今回の実施計画を今、企画の
ほうに提出しております。どのような形になるか
わかりませんが、来年度実施計画の中では、私ど
もの要望としては一気に全部洋式にしたいという
考えで実施計画のほう提出させていただいており
ますが、どうなるかはちょっとわからないという
ことでございます。

鈴木委員長 質疑ございますか。

金子委員 ありがとうございます。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 301ページ、博物館収蔵資料収集の中
で、委託料の彫刻作品ブロンズ化業務、これの詳
細と、あと、このブロンズが何点ぐらい残ってい
るといふか、予定があるかお聞かせください。

鈴木委員長 館長。

金井那須野が原博物館館長 彫刻作品ブロンズ化
業務ということで、毎年、ちょっと震災関係でで
きなかつたときもあつたんですが、毎年1点、今

年度も1点ということで、これにつきましては小作品、26万円という金額ですね、小作品の人物の小さな部分のものを25年度につきましては行いました。

過去においては66点ほどいただいておりますけれども、その中でほぼあと1点ないし3点でプロンズ化が終了するという計画で請け負っていました。あともう二、三年でこちらのほうは終了をさせていきたい。それにあわせて展示のほうもしていきたいと考えております。

以上です。

金子委員 はい、わかりました。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

相馬委員。

相馬委員 先ほどの文化会館の修理の件なんです、平成25年予算では、黒磯文化会館改修事業で3,236万9,000円の予算になっていたんですが、歳出だと1,819万6,500円。そうすると、そのトイレの工事が1カ所しかできないというような予算が3,200万円ということであれば、実際に使ったのが1,800万円ということだったんですか。

鈴木委員長 その説明。課長。

稲見生涯学習課長 実は、これは空調設備を直すということで、物すごくでかい工事を予定しておりました。外壁を壊して直さなきゃならないというような計画でおりました。ところが、実施段階で詳細な実施設計を行かせたら、建物を壊さなくてもできますということになったものですから、急遽安くできるということになりました。

だったら修繕費に使うべきじゃないかとおっしゃるかもしれませんが、これ科目が全然違うものですから目的外使用というふうになってしましますので、今回は安く済んだけれども、残念ながらこちらには回せなかったということでございます。

相馬委員 わかりました。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします

討論を許します。

討論ございますか。

ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 認定第1号は全員異議なく認定すべきものと決しました。

その他

鈴木委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますでしょうか。

ありませんか。

齊藤委員。

齊藤委員 (大小学童クラブの電気代について)

鈴木委員長 ほかにございますか。

相馬委員。

相馬委員 (公民館の使用料収入について)

鈴木委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、生涯学習課の皆さん方から何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、生涯学習課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで、執行部の交代のために暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時23分

鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

スポーツ振興課の審査

鈴木委員長 スポーツ振興課について審査を行います。スポーツ振興課については、常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算審査特別委員会（第二分科会）に切りかえ、審議を行います。

スポーツ振興課の皆様へ申し上げます。

議案の説明に当たりましては簡潔、明瞭をお願いを申し上げます。

議案第50号の上程、説明、質

疑、討論、採決

鈴木委員長 それでは、議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

宇都野スポーツ振興課長（議案第50号について説明。）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございますか。

高久委員。

高久委員 6項1目振興費、スポーツ振興費、不足するというのは、幾つか全国関東大会に出る、そういう種目が3つぐらいあったのかなということなんですが、内訳は。

鈴木委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 不足する内容でございますが、既に現在執行予算としては270万円ほど激励金等に充ててございます。当初予算としては、報償費に全体として368万7,000円ほどございますが、この予算は他の報償費についても計上してございますので、そちらの分を現在執行しているという状況でございます。

今後、昨年と同様に受賞のほう、全国大会等の出場のほうが出てくるということを想定すると、300万円ほどの不足が生じるということで補正を行ったものでございます。

鈴木委員長 いいですか。

高久委員 結構です。

鈴木委員長 ほかにございますか。

ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を原案のとおり可決すべきもの

とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 議案第50号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

認定第1号の上程、説明、質疑、
討論、採決

鈴木委員長 それでは、ここで予算審査特別委員会（第二分科会）を決算審査特別委員会（第二分科会）に切りかえます。

認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

宇都野スポーツ振興課長 （認定第1号について説明。）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

課長。

宇都野スポーツ振興課長 308ページ、黒磯運動場の整備事業でございます。こちらテニスコート、私7,000万円の全体の工事のうち25年度に3,000万円、残り繰り越しとご説明させていただきましたが、26年度の組み替えということでございますので、ご訂正のほうよろしく申し上げます。

鈴木委員長 大野副委員長。

大野副委員長 すみません、306ページで10款6項2目体育施設費の賃借料、東小屋運動場用地で363万6,924円と年間あるんですけども、1年間にこれだけかかるということで、今後これを買取るとか、そういった考えとかというのはないんですか、この土地を。

鈴木委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 東小屋の運動場の用地については、1万4,000㎡という大変広大な敷地に対して360万円の賃借料をお支払いしているところでございます。

将来的にこの運動場というものが地域のためにも数多くご利用いただけるということがますます重要になってくると思いますので、その際には何らかの購入に対しての考え方というのは検討すべきであろうというふうに考えてございます。

しかしながら、土地については若干所有者とお話の問題もございまして、そういったところをよく検討しながら考えていきたいというふうに思っております。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

相馬委員。

相馬委員 学校開放事業なんですけど、310ページの100事業、学校開放事業というのは、この311ページの表にあるのは学校開放事業の施設だと思んですが、そういうことですか、これ。

まず、全体で550万円ほどありまして、実際に学校開放の利用者数というのは、平成24年度から25年度について、全体的に少なくなっていると思うんです。学校開放事業の事業費自体はそんなに変わっていないんですが、24年度543万3,000円から550万9,000円に上がってはいるんですが、実際には利用料は減っているということになっておりまして、特に夜間照明では那須拓陽高校が24年度も25年度もゼロというふうになってございますが、学校開放事業というのはずっと減っているんでしょうか。それとも、たまたま今年度は減っている、26年度は合計するとふえているんですね。利用料は減っているんですね。

利用日数も利用人数もずっと減っておりますが、24年度から25年度にかけてではなくて、大分前からすると随分減っているというふうな印象はある

んですが、その辺どういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

鈴木委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 利用人数の推移につきましては、平成23年度を少しお話しさせていただきますと、合計で4,068日の利用がございまして、6万1,465名の利用者が23年度にはございました。24年度には大変多くの方にご利用いただいたところなんです、残念ながら25年度はやや下がってしまっているという状況でございます。

この原因につきましては、選手多くプレーさせる団体がかなり大きく左右するところがございますので、多くの方が参加する、去年の方が使っていた際には数値のほうもかなり大きく動くということがございますが、まだまだ利用者については、キャパのほうもございまして、さらに多くの方に利用してもらえようというふうにも必要かなというふうを考えております。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 この夜間照明と体育館の利用についてなんですが、1団体週1回しか申込みできないという決まりがあるというようなことを伺っておりまして、例えば稲村小学校なんかは利用日数で42日というふうになっておりますが、黒磯中学校も34日とかというふうになっておりますが、実際に全部稼働すると物すごい日数は実際には使えるんだと思うんですが、申し込みができるのが週1回ということになってしまいますから、当然週1回ということは、1団体につきマックスで月4回ということになるんですが、34日しか実際には使われてないということは、相当あいている日があるというふうに考えてよろしいんでしょうか。

鈴木委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 空き日数については、ご指摘のとおりあいているところがございます。

おっしゃるように週1回というお願いをしている内容については、数多くの団体様に利用させていただいたほうがよろしいということでございますが、施設によっては、利用回数が少ないところについては、週1という定めはございますが、やはりその点については、他の利用者がいないということになれば、さらに利用の機会をふやす検討というものを行ってまいりたいというふうに考えております。

相馬委員 わかりました。

鈴木委員長 ほかにございますか。

大野副委員長。

大野副委員長 305ページの報償費の激励費と特別激励費の違いというのは何なんでしょうか、ちょっと教えてください。

鈴木委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 報償費と特別報償費の激励費でございますが、報償費の中で激励費については、大会ごとに金額のほうが決まっております。関東大会については5,000円、1人当たり5,000円、全国大会では1万円、国際大会になりますとアジア大会が5万円、そしてそれ以上の世界大会では15万円という金額が定められております。

一方で、特別の激励費については、昨年度那須拓陽高校に全国大会に出場するための経費として100万円ほどお出ししておりますが、これはかつて合併前の西那須野時代からこの激励費というものがございまして、学校さんまた関係者のほうから市のほうに、こういった激励費のほうで多くかかる費用のほうを何とか助けていただきたいという要望がございまして、それに応えたものでございます。

鈴木委員長 大野副委員長。

大野副委員長 そうすると、西那須野時代からず

っと続いていたということで、こういったものが例えば新たに出てきた場合というのはどういった扱いになるかというのを教えてください。

鈴木委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 こういった例が他にも出てきた際の対応でございますが、そういった対応については、やはり最終的には首長また議会の皆様のやはり判断というものもある中で決定をしていくということになっていくというふうに考えております。

鈴木委員長 ほかにありますか。

相馬委員。

相馬委員 すみません、307ページの6項2目の教育施設費というふうになっておりまして、そののやっぱり稼働日数ですが、黒磯運動場の例えば武道館は339日とか、補助球場で198日、テニスコートが290日になっているんですが、野球場については89日というふうになっているんですが、恐らく利用者会議まで開いてこう割り振っているんだと思うんですが、実際には24年度は116日で、25年度は89日ということになっていると思うんですが、1年間のうちにあそこの野球場は89日ぐらいいしか稼働しないものなんでしょうか。これ原因か何かあるんですか。

鈴木委員長 係長。

大野スポーツ振興係長 すみません、特別これに対して利用はどうということはないと思います。

ただ、利用に対してのやはり費用的な部分、費用負担的な部分でどちらが安いということも選択された結果、こういった部分が差となっている部分もあるかというふうに考えています。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 当然いろんな野球の大会が来る、その黒磯の本球場がメインの会場でやっていることが多いと思うんですが、大会の予備日ということで

押さえて、実際には予備日ですから、大会がスムーズに終わってしまえばその日はあいているということは結構あるかと思うんです。

予備日の設定の仕方をもうちょっと野球連盟とかとお話し合いをしていただいて、実際には使っていないけれども、申し込んだら予備日ですということというのは結構あって、大会の予備日です、大会の予備日です、でも当日になってみたらやっぱり使っていないという、恐らくそういうことは結構あるんだと思うので、予備日の設定の仕方でもし、何というんでしょうか、もうちょっといろいろ考えられてできるのであれば、稼働する日にもちももう少しふえたりするのかなと思ったりもするんですが。

〔「そのところの捉え方だ」と言う人あり〕

相馬委員 通常で大体こんなものかなというふうにスポーツ振興課としては見ているということなのかどうかだけちょっとお聞きしたかったのですが。

以上です。

鈴木委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 予備日の捉え方とございますが、確かにどうなるというのは非常に難しいところもございます。

一方で、予約というものは、あらかじめ皆さんにご連絡して、いつどこで練習するよというのは前もってやる形が多いとは思いますが、その日に集まって、じゃ練習しましょうという方も団体によってはあるというふうに考えられますので、予備日について、最大限どこまで受け入れが可能であるのかということとは加味して管理している者の話を聞きながら、少しでも1枠を広げられるような検討をしていきたいというふうに考えております。

鈴木委員長 係長。

大野スポーツ振興係長 すみません、補足ということをちょっとご説明させていただきたいんですが、利用設定につきまして、多くは野球ですとかソフトの学童とか女子ソフトの関係が多いです。団体同士とも調整していきまして、今年度の例で申し上げますと、6月の時期とかかなり予備日実を入れてあります。

ただ、実際には雨天等の関係でなかなか試合が消化できませんで、日によっては市民に利用料無料で開放しているということで、通常大会等全く入れないような状況にしているんですが、ことしに関してはちょっと予備日を使っても大会が消化できないので、朝のうち予約が入っていないのであれば、朝のうち2時間ですとか1試合の時間だけやらせてほしいというようなちょっと申し出もあるような状況なので、なかなか時期的には、予備日を例えば狭くして利用の範囲を広げるとというのが難しい時期も現状としてはあるのかなと。

そのあたりよく検討はしたいと思うんですが、現状としては、ちょっと無料開放の日まで使わないと県の大会の予選ですとか、そういったものは、消化はできないで苦しいという状況は現実としてあるようです。

〔「ことしというのは26年度ですか」と言う人あり〕

大野スポーツ振興係長 そうです。

相馬委員 わかりました。

鈴木委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

討論ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 認定第1号は全委員異議なく認定すべきものと決しました。

その他

鈴木委員長 次第にはございませんが、その他で委員会の皆さんから何かございますか。

櫻田委員。

櫻田委員 (合併市制10周年事業について)

鈴木委員長 ほかに。

相馬委員。

相馬委員 (ハーフマラソンについて)

鈴木委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 なければ、スポーツ振興課のほうで何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、スポーツ振興課の審査を終了いたします。

大変にお疲れさまでした。

教育委員の今定例会における審査は終了となります。教育部全体として何かございますか。

部長。

伴内教育部長 本日は大変ありがとうございました。4課それぞれ事業を持っている中で、ご審議またご質疑いただきましてありがとうございました。

今後各課、スポーツ関係であればハーフマラソンであるとかいろんな大きな事業がめじろ押しでございますし、生涯学習については、なしお博という全小中学生を集めて一堂に展示するというようなことも考えておりますので、その際にはご案内もさせていただきたいとは思いますが、今後ともご支援のほどよろしくお願ひしたいということで、私のほうからは以上です。

鈴木委員長 大変ありがとうございました。

散会の宣告

鈴木委員長 それでは、教育部の審査を終了いたします。

大変にお疲れさまでした。

散会 午後 4時30分

福祉教育常任委員会及び予算審査・決算審査特別委員会（第二分科会）

平成26年9月19日（金曜日）午前10時開会

出席委員（7名）

委員長	鈴木紀君	副委員長	大野恭男君
委員	相馬剛君	委員	齊藤誠之君
委員	櫻田貴久君	委員	高久好一君
委員	金子哲也君		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

保健福祉部長 兼福祉事務所 社会福祉課長 補佐	松江孝一郎君	社会福祉課長	藤田恵子君
障害福祉係長	池澤直実君	社会福祉係長	田野実君
子ども課長	増淵剛君	保護係長	松本仁一君
保育係主査 （係長級）	菊地富士夫君	子ども課長 補佐 兼保育係長	室井勉君
子育て相談 センター所長	菊地直路君	児童家庭係長	松本裕之君
高齢福祉課長 補佐兼 介護管理係長	茂呂京子君	高齢福祉課長	大武利幸君
介護認定係長	荒川順子君	高齢福祉係長	高塩浩幸君
国保年金係長	岡孝子君	国保年金課長	稲垣昭三郎君
健康増進課長	北井京子君	医療給付係長	星すみ枝君
保健予防係長	柳崎修造君	健康増進課長 補佐兼 健康増進係長	織田智富君
健康増進係 主査 （係長級）	黄木文子君	健康増進係 主査 （係長級）	月井早苗君
市民課長	村越邦子君	健康増進係 主査 （係長級）	根本力三君
市民係長	鈴木秀男君	市民課長補佐 兼戸籍係長	川崎幸子君
	戸山みどり君		

出席議会議務局職員

議事課長補佐
兼議事調査
係長
増田健造君

議事日程

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

〔保健福祉部〕

- ・保健福祉部長挨拶

〔健康増進課〕

予算審査特別委員会第二分科会

- ・議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)

決算審査特別委員会第二分科会

- ・認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第2号 平成25年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

〔高齢福祉課〕

予算審査特別委員会第二分科会

- ・議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)
- ・議案第53号 平成26年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算(第1号)

決算審査特別委員会第二分科会

- ・認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第4号 平成25年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

〔子ども課〕

福祉教育常任委員会

- ・議案第64号 那須塩原市福祉事務所設置条例の一部改正について

予算審査特別委員会第二分科会

- ・議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)

決算審査特別委員会第二分科会

- ・認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔社会福祉課〕

予算審査特別委員会第二分科会

- ・議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)

決算審査特別委員会第二分科会

- ・認定第 1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔国民年金課〕

予算審査特別委員会第二分科会

- ・議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）
- ・議案第51号 平成26年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第52号 平成26年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

決算審査特別委員会第二分科会

- ・認定第 1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第 2号 平成25年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第 3号 平成25年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

〔市民課〕

決算審査特別委員会第二分科会

- ・認定第 1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

陳情審査

- ・陳情第5号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書に関する陳情

4．その他

5．閉会

開議 午前 9時55分

開議の宣告

鈴木委員長 改めまして、皆さんおはようございます。昨日に引き続き、きょうは別件の保健福祉部の審査ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

初めに、松江保健福祉部長からご挨拶をいただきたいと思ひます。

松江保健福祉部長。

松江保健福祉部長（挨拶。）

鈴木委員長 ありがとうございます。

健康増進課の審査

鈴木委員長 それでは、健康増進課について審査を行います。健康増進課については、常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算審査特別委員会（第二分科会）に切りかえ、審査を行います。

健康増進課の皆様申し上げます。議案の説明に当たりましては、簡潔明瞭によろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

議案第50号の上程、説明、質

疑、討論、採決

鈴木委員長 それでは、議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

柳崎健康増進課長（議案第50号について説

明。）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑、ございますか。

櫻田委員。

櫻田委員 菅間病院が、今度新たな形になりますよね。そうすると、本市としてはどのようなメリットがあるのか、ちょっとその辺をお聞かせください。

鈴木委員長 課長。

柳崎健康増進課長 1つには、この事業計画によりまして、当然医療、保健の充実が図れる、病床数もふえる、それに産婦人科も整備されますし、相当の医療、保健の充実が図れるというものであります。もう一つ、雇用者の増というようなものがこの事業の目的にもございまして、30人ほどの新規雇用が見込まれるということもございまして、地域活性化に寄与できる事業ではないかというふうに思っております。

以上であります。

鈴木委員長 ほかにございますか。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 議案第50号は全員異議なく可決すべ

きものと決しました。

認定第1号の上程、説明、質疑、
討論、採決

鈴木委員長 それでは、ここで予算審査特別審査
(第二分科会)を決算審査特別委員会(第二分科
会)に切りかえます。

認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳
入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

柳崎健康増進課長 (認定第1号の説明。)

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許
します。質疑ございますか。

相馬委員。

相馬委員 141ページの101事業、健康づくり推進
事業の通信費30・35歳節目健診票の郵送料という
ふうになっておりますが、下にその受診相談の状
況というふうに書いてございますが、これは発送
件数がどれぐらいで、この受診人員は489人、338
人、相談件数が180件というふうになっておりま
すが、これは全体の何%になるのでしょうか。そ
の発送に対して、実際の受診率。

鈴木委員長 課長。

柳崎健康増進課長 30歳、35歳の健診関係でござ
いますが、対象者につきましては、約6,000人で
ございます。それで受診者数が489人、受診率が
それぞれ、ちょっと本当は少なかったのでござい
ますが、これは節目健診、30歳、35歳とまたそこ
で受診していない方については、再度次の年に受
診勧奨をしておりますので、そうするとばらばら
になってしまいますが、30歳、35歳、当該年度に
おいて、30歳、35歳になる方については10.4%の

受診率、受診勧奨をしました31歳、36歳につい
ては5.5%の受診率となっております。

以上です。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 その数字は、大体予想どおりというか、
想定どおりなんでしょうか。

鈴木委員長 課長。

柳崎健康増進課長 平成23年度、平成24年度と比
較しましても、大体同じようなペースで受診がさ
れている傾向にございまして、何とか受診率も上
げたいというには思っておりますが、大体
前年どおりの数字かなと思っております。想定内
の数字かなというふうに思っております。

鈴木委員長 ほかにございますか。

櫻田委員。

櫻田委員 145ページで妊娠届出状況が1,020件と
ありますけど、これはイコール出生とは関係ない
んですか。

鈴木委員長 課長。

柳崎健康増進課長 直接的にはちょっと別になり
ます。1,020名の母子手帳を交付しまして、転入
者とか、そういった方もいらっしゃいますので、
当然その部分がふえたりします。出生については
若干少なかったかな。

すみません。妊娠届者数と出生者数が同じかど
うかということですか。

櫻田委員 いや、それはその関連性が、届け出の
やつは必ずしもというような説明をいただいたか
ら、子どもは何人くらい産まれたか、具体的に去
年。

柳崎健康増進課長 はい。昨年度の数字は1,000
人弱。ちょっと正確な数字は.....。

櫻田委員 1,000人は切っていないということか。

柳崎健康増進課長 1,000人をちょっと下回った。
若干。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 それは、近年、那須塩原市で産まれている子どもの数というのは、もう横ばいなんですか。どうなんですか。

鈴木委員長 課長。

柳崎健康増進課長 今のところ、近年多少微減はありますが、大体横ばい状況が続いている。多少です。微減。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 1,000人弱ぐらいで推移しているということでしょうか。

鈴木委員長 課長。

柳崎健康増進課長 大体1,000人レベルで、ぐらいの数字というんでしょうかね。何とお答えすればよろしいか。1,000人弱というか、1,000人前後、1,000人ちょっと超すときもございます。近年に。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 それは、これは決算にはのってこないけど、何かこの市で産むよさとかっていうものはあるの。それとも、ただ自然に任せて、それは統計をとっているだけで、何か健康増進課のほうとしては、那須塩原市にすればこういうのがあるよなんていうのは、何かあるんですか。

鈴木委員長 課長。

柳崎健康増進課長 他の市町、村も含めまして、県内の市町と比べて、特にこれというものは、正直なところないかと思えます。それから、環境として育てやすいという環境にあるというような、そういうふうに使われている方もいらっしゃるかもわかりません。これは想像です。

鈴木委員長 ほかに質疑はございますか。

齊藤委員。

齊藤委員 不妊治療費助成が95件ということで。

鈴木委員長 ページ数は。

齊藤委員 同じ、140ページです。例えば年齢の

ほうの、国のほうでは報道で出たと思うんですけど、助成ができる年齢の制限と、あと今大体、相談にいらっしゃっている、助成をされる年齢層を教えていただければ。

鈴木委員長 課長。

柳崎健康増進課長 年齢制限というのは、特別設けてございません。

あとは、どういった年齢層の方が不妊治療をされているかということ、やはり30代の方ですね、それも後半の方が多いです。もちろん、40代、40歳代の方もいらっしゃいます。統計的に何人という数字はちょっとつかんでおりませんが、多いのはやはり30代後半の方が多いようでございます。

鈴木委員長 齊藤委員。

齊藤委員 この95件は延べでしょうか。

柳崎健康増進課長 実数ということで。

鈴木委員長 齊藤委員。

齊藤委員 すみません。1回行って、1回助成がもらえるという感覚でよろしいんですね。

鈴木委員長 課長。

柳崎健康増進課長 年1回ということで、年度内1回でまとめて、年度内に受診された医療費を請求していただくというふうになっております。

鈴木委員長 齊藤委員。

齊藤委員 もう一回いいですか。すみませんね、わからなくて。3回例えば相談に行ったら、それをまとめた年度内で1回という形で考えていいんですか。

鈴木委員長 課長。

柳崎健康増進課長 年に何度か、例えば体外受精とか、そういった医療行為を何回かされる、それは医療機関との相談といいますが、そういった中で医療を受けていただきます。私どもでは、その医療を受けた実績をもとに請求をいただいて、年30万を限度として、医療費の2分の1に対する限

度額30万円、そして年1回、翌年度にずれる場合もございしますが、請求をいただいて、給付をするという制度になってございます。

鈴木委員長 齊藤委員。

齊藤委員 そうすると、先ほど課長のほうから説明がありましたとおり、30代後半からというよりは、僕たちの年齢に近い、晩婚化が今進んで、晩婚化ですよ、40になられる40代の方の受診率というのは上がっていくような気はしていたので、もしあれだったら、30代、40代というよりは、ある程度数値がわかるような感じがあれば、子どもはつくればつくって産めるという状態でもなるのかなと思っていたので、こういった助成もあるし、試してもらおうという言い方も変なんですけれども、ぜひチャレンジしてもらいたいというものがあって。

そういうのがあったんで、あと、この効果によって、例えば出産に至ったというような情報みたいなものは、把握しているのでしょうか。

鈴木委員長 課長。

柳崎健康増進課長 平成25年度における助成件数が95件ございました。そのうち、妊娠をされた方が26名いらっしゃいます。妊娠率といたしましては、27.4%という実績がございます。

鈴木委員長 ほか、ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを、原案のとおり認定す

べきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 認定第1号は全員異議なく認定すべきものと決しました。

認定第2号の上程、説明、質疑、
討論、採決

鈴木委員長 次に、認定第2号 平成25年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

柳崎健康増進課長 (認定第2号について説明。)

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。討論ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

認定第2号 平成25年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 認定第2号は全員異議なく認定すべきものと決しました。

その他

鈴木委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。

櫻田委員。

櫻田委員（子どもの出生目標値について）

鈴木委員長 ほかにございますか。

大野副委員長。

大野副委員長（インフルエンザの予防接種について）

鈴木委員長 ほかにございますか。

なければ、私から1点なんですけど、さっき出生という話が出たんですけど、出生率は全国的には確か1.32ぐらいなのかなと思うんですが、ここについてはそれから、数字的にはどのぐらいかな。

〔発言する人あり〕

鈴木委員長 本市の出生率。課長。

柳崎健康増進課長 那須塩原市におきましては、平成24年度の数字でございますが1.63というふうな数字になっております。これは特殊出生率という率でございます、全国では1.41という数字になっております。

鈴木委員長 わかりました。

それでは、健康増進課の皆さんから何かございますか。

〔「特別ございません」と言う人あり〕

鈴木委員長 わかりました。

それでは、健康増進課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで、執行部の交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時42分

鈴木委員長 それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

高齢福祉課の審査

鈴木委員長 それでは、高齢福祉課について審査を行います。高齢福祉課については、常任委員会に対する付託案件はありませんので、予算審査特別委員会（第二分科会）に切りかえ、審査を行います。

議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

鈴木委員長 高齢福祉課の皆様申し上げます。

議案の説明に当たりましては、簡潔、明瞭によりしくお願いを申し上げます。

それでは、議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。執行部の説明を求めます。

課長。

大武高齢福祉課長（議案第50号について説明。）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございますか。

高久委員。

高久委員 7ページのところで、養護老人ホームの増床整備であじさい苑の10床ふえるということなんですけど、介護待機者の割合でいくと、市長も徐々に入所待機者が解消する見込みと、そういう表現を使っていますけれども、どのぐらいかかれ

ば、これはできるのでしょうか。この間出しても
らったんでは243人という。

鈴木委員長 課長。

大武高齢福祉課長 具体的に、じゃ、何年になれ
ばというのはなかなか出すのは難しいと思うんで
す。例えば、今、二百何人かいるということだ
けれども、今後その数は当然変動しますので。

それと、あとは施設整備のほうも、例えば計画
してもなかなか、先ほど申し上げたとおり、手を
挙げてくる事業所がなかったり、そういったこと
も想定されますので、具体的に、じゃ、例えば、
1施設ずつつくっていけば、例えば5年でなくな
るとか、待機がなくなるとかというのは、なかなか
今後のふえてくる方々との兼ね合いですので、具
体的には何年というのは申し上げづらいのではあ
りますけれども、とにかくゼロが望ましいことは
望ましいので、それに向けては計画的に、もちろ
ん第6期の中でも盛り込んでいきますけれども、
待機者ゼロに向けて、整備は今後とも進めてい
きたいというふうに考えています。

以上です。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは質疑がないようですので、
質疑を終了いたします。

討論を許します。

討論ございますか。

高久委員 那須塩原市のこの介護に関しては、入
所待機者いかに解決していくかというのが大きな
課題だと思います。県のほうも調査しているのが
5年でしたか、10年でしたか、どんとふえたのは
ふえたんです、たしか。

そういう状況があるんですが、やっぱり県への
要請とか国への要請とかあわせながら、やっぱり
しっかりここ、要請すべきは要請して行ってやっ

ていかないと、これからますます2025年以降は減
るんだという話もありますけれども、やっぱりし
っかり対応していただきたいと思います。
保険料を払っているのに使えないという部分があ
ったりしますので、そういうことで、私は、これ
は認められないと。

鈴木委員長 反対。

高久委員 はい。ということでしたと思います。

鈴木委員長 ほかに討論ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 異議がございますので、挙手により
採決いたします。

議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補
正予算(第3号)を原案のとおり可決すべきもの
とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

鈴木委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第50号 平成26年度那須塩原市一
般会計補正予算(第3号)を原案のとおり可決す
べきものと決しました。

議案第53号の上程、説明、質
疑、討論、採決

鈴木委員長 次に、議案第53号 平成26年度那須
塩原市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議
題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

大武高齢福祉課長 (議案第53号について説
明。)

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許
します。

質疑ございますか。ありませんか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは質疑がないようですので、
質疑を終了いたします。

討論を許します。

討論ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終
了いたします。

採決いたします。

議案第53号 平成26年度那須塩原市介護保険特
別会計補正予算(第1号)を原案のとおり可決す
べきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 議案第53号は、全員異議なく可決す
べきものと決しました。

それではここで暫時休憩いたします。

11時5分から始めたいと思います。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を
開きます。

認定第1号の上程、説明、質疑、
討論、採決

鈴木委員長 それでは、ここで予算審査特別委員
会(第二分科会)を決算審査特別委員会(第二分
科会)に切りかえます。

認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳
入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

大武高齢福祉課長 (認定第1号について説
明。)

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許
します。

質疑ございませんか。

高久委員。

高久委員 シニアセンターの利用状況を聞かせて
いただきたいんですが。

鈴木委員長 利用状況ですね。

高久委員 はい。

大武高齢福祉課長 今、シニアセンターについ
ては、指定管理ということで委託をしているん
ですけども、やっている内容については、例え
ば、筋力トレーニングですとかプールのトレー
ニングですとか、そういった内容でやってござ
います。

それで、25年度については、全体的に延べの利
用人数ですけども、合計では1万3,955人の利
用があったということです。ただ、当然、同じ方
が何回もということで、ダブってカウントされ
ていますけれども、そういう状況で、昨年24年
度から比べると、延べで1,000人ほどの利用
者がふえているということでございます。それ
ぞれの内容ごとにもありますけれども、合計の
人数で、延べ人数で言うとそういう状況です。

以上です。

鈴木委員長 高久委員。

高久委員 もうちょっと聞かせて、これ。

鈴木委員長 資料のほうが。

高久委員 そうですね。後で資料を出してもら
えと。

大武高齢福祉課長 事業ごとに何人ぐらいとい
うのはありますので、それは。

高久委員 実人数はどのぐらいかなというの
だけ知りたいです。

大武高齢福祉課長 実人数は。

高久委員 延べは1万3,900ということなんですけれども。

大武高齢福祉課長 これは延べですので、例えば同じ人が何回もこちらに行つてというので。

わかりました。じゃ、できるだけわかるような形で資料を出します。

高久委員 ありがとうございます。

鈴木委員長 そのほかに質疑ございますか。

相馬委員。

相馬委員 106ページの1項6目の101事業、高齢者福祉に関する懇談会、委員謝礼というふうにあります。この懇談会の内容とこの懇談会の構成したメンバーというか、そういうものがわかりましたらお願いします。

鈴木委員長 課長。

大武高齢福祉課長 これにつきましては、高齢者福祉全般に関して、市民のご意見をお聞きしたいということで、25年度に入って設置したものでございますけれども、まず、メンバーについては、自治会長の連絡協議会から各地区お一人ずつということで3名、それから老人クラブ連合会からも同じように地区ごとに合計で3名、それと民生委員事業委員会からも各地区お一人ずつということで3名、それと商工会の関係者、それもやはり地区ごとに3名、それと社会福祉協議会から1名ということで、合計13名の委員さん方をお願いしたものでございます。

検討の内容ですけれども、市のほうで、一般会計でやっています在宅サービスに対して、ご意見をいただいたということでございます。その中で、いろいろ言っていた中で、例えば、紙おむつの給付なんかしていますけれども、紙おむつとか、理美容の助成、床屋さんとか美容院とか、そういったものの助成をしている中で、例えば給付額が妥当なのか、対象者が妥当なのか、あるいは

所得制限をかける必要はないのかとかといったそういうご意見はいただいたりしてございます。

それと、あと、敬老会の補助もしているんですけれども、その中で出た件としては、対象年齢を75歳から80歳まで上げたいということで、今、上げている最中なんですけれども、以前は1年に1歳ずつ上げている方式なんです。ですけれども、それだと74歳の人はもう5年間足踏みしてしまうということなので、委員さんからそういうご意見が出たものですから、3年で1歳かけるスライド方式に変えるという、そういったご意見をいただいて、そういったところでも意見を生かさせていただいたということです。

相馬委員 ありがとうございます。

鈴木委員長 そのほかに質疑ございますか。

相馬委員 すみません。あともう1点、いいですか。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 108ページの1項6目401事業の高齢者生きがいと健康づくり事業のところ、シルバースポーツ大会とねんりんピックというふうになっておりますが、このシルバースポーツ大会とねんりんピックの違いを教えていただければと思います。

鈴木委員長 課長。

大武高齢福祉課長 名称だけでいうと確かにわかりづらくて申しわけないんですけれども、実はこれ、いずれも老人クラブ連合会に委託している事業でございます。もともと合併前からの継続助成もあるものですから、それぞれ各地区の老人クラブに委託している部分でございまして、まずシルバースポーツ大会というのが黒磯地区でやっていた大会に委託費として払っている。それとねんりんピック2013というのが西那須野地区の事業。それともう一つ、その下ですね、老人・

幼児ふれあいスポーツ大会、これは塩原地区の老連に委託しているものということで、3本立てでお願いしているものです。

以上です。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 将来的に、これは一本化するかという、そういう計画とかということはないんですかね。

鈴木委員長 課長。

大武高齢福祉課長 今の段階で、具体的に一本化という話までは出ていないです。今までやってきた経緯とかもあるし、あとは地域性もあるので、例えば、1カ所でまとめてということになると、場所的な問題ですとか、高齢者ですと足の問題ですとか、いろいろ課題はあるのかなというふうに考えています。

以上です。

相馬委員 了解しました。

鈴木委員長 じゃ、いいですか。

ほかに質疑ございますか。

櫻田委員。

櫻田委員 107ページの敬老会の事業なんですけど、よく敬老会の記念品のこの商品券、2,000万円弱出ていますよね。市民の方から使い勝手が悪いという話、よく僕ら言われるんですけども、その辺どうですかね、これね。

鈴木委員長 課長。

大武高齢福祉課長 使い勝手が悪いというのは、私どもにももちろんご意見は届いています。

それで、実は、ことしも商工会の関係者に、何とか一本化というか、する方向で検討してもらえませんかということで、話はしてはおります。ただ、やはり、もともとの商工会の組織そのものが、西那須野地区と黒磯地区が違っていたり、あとは、スタンプ会という商工会の傘下にそういう組織が

あって、その辺の関係もあって、もちろん話はさせていただいて、商工会の方も趣旨はご理解をいただいているんですけども、なかなか今の時点で、じゃ、一本化していきましょうねということまでは、ことしは残念ながらいきませんでした。ただ、それについては私どものほうでも、当然、市民からそういう声をいただいているので、考えたいというふうには認識しているので、今後も引き続き、何とか一本化してもらおうような方向で、調整をお願いしていくというふうを考えています。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 これは、俺が言っているプレミアム商品券とかと違って、ただ単に2,000円の商品券だから、やはり行政のほうで、もう少し、結局、おじいちゃんとかおばあちゃんが、使うほうの気持ちになって、商工会さんのほうに少し積極的にお願いしてもいいような気がするんだよね。結局、もらっても何か片手落ちのような商品券じゃしようがないような気もするし、あとはやはり、これも多少なりとも内需拡大にはつながると思うんだよね。確かに2,000円だけで済む人もいるかもしれないし、もしかすると付随してそこに1,000円、2,000円使えばね、違った意味での、そういう効果もありますよ、ぐらいちょっと言っておかないと、いつまでたっても、よく本当なんですよ、これ使い勝手が悪いから何とかしてくれと言われても、じゃ、俺らがそういう話をしても、結局そういう話でしょう。スピーディーに進まないじゃないですか。だから、その辺は、やはり、市制10周年なので、結局、敬老会もどんどん上げているわけだから、せめてそういった件は、もう少し融通をきかせて、おじいちゃんやみんな、おばあちゃんが喜ぶような、何か孫に買ってやるでも何でもいいけれども、そういった、何かそういう積極的

に考えてもらいたいな。

よろしくをお願いします。

鈴木委員長 課長。

大武高齢福祉課長 おっしゃるとおりだと思いますので、確かに単純に考えただけでも、2,000万円のお金が市内の商店で使ってもらえるということですので、それについては、また、私どもとしても粘り強く、積極的に、ですから、課題だというふうに考えています。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

齊藤委員。

齊藤委員 すみません。108ページの高齢者能力活用支援事業601のシルバー人材センターがありますよね。ここの運営に関しての内容とは、お金をどういうふうに使ってもらっているのかというのをちょっと聞きたいんですけども。

鈴木委員長 課長。

大武高齢福祉課長 基本的な運営費ということで、人件費とか、そういった方の人件費として使って。事業とは、また、切り離して。シルバー人材センターの運営のための経費ということで計上しているものでございます。

齊藤委員 中身はわからない。

じゃ、いいです。すみません。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳

入歳出決算認定についてを原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 認定第1号は、全員異議なく認定すべきものと決しました。

認定第4号の上程、説明、質疑、

討論、採決

鈴木委員長 次に、認定第4号 平成25年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

大武高齢福祉課長 (認定第4号について説明。)

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございますか。

質疑ありますか。

高久委員。

高久委員 地域密着型のところで伸びたと。その理由は17事業所か、17事業所でなくて13事業所できて、予算が結局減ったという話だったと思う。説明が、需要があったから当然それに対応したということなんだと。やはり需要は相当あるんだなというような認識をしました。対応はこれでいいんだと思いますが、それでもなお、やはり足りないところがあるんだなと思いました。

あと、そういう中での給付というのが、ずっとページがあって、行われたんですが、報告されたんですが、その滞納者に対する給付制限というのがあります。これ、1割が3割になるという話で

すよね。

大武高齢福祉課長 今度の制度改正で。

高久委員 既にやっているやつだと思うんですが。

鈴木委員長 荒川さん。

荒川高齢福祉課長補佐 給付制限に関しましては、みんなで支え合う介護保険の事業の趣旨から言います、介護者の方が絡まなくても使える状態になってしまったときに、やはりダウンしている人もしない人も、結局使えるんだなという、そういうふうな感覚というか、不公平なところを是正するために、あなたは滞納しているから、いついつまでにこの滞納分を払ってくださいね、それまでは3割負担をお願いします、払い終わりましたら1割負担であったところの部分からすると2割負担多くしているわけですから、それはお返ししますからね、というようなことで、分割してとかということで、保険料の納付を促す、そういったことはやっております。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

討論ございますか。

高久委員。

高久委員 今の給付のところ、ことしの場合ですと、延べで77人の方が3割納付を行ったというふうに私は聞いたんですが、やはり、介護を受ける人というのは健康弱者、本当に弱者です。そういうところが、1割負担が3割負担になるということですよ。納入を促すためにという、今、説明がありました。納まった暁にはお返しするというお話ですけれども、やはり、こういう弱者に対して、こういうペナルティーを行っていくという

のは認められないと。そういう考えです。

鈴木委員長 そのほかに討論ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

認定第4号 平成25年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、異議がございませんので、挙手により採決いたします。

認定第4号 平成25年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

鈴木委員長 挙手多数によって、認定第4号 平成25年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について原案のとおり認定すべきものと決しました。

次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。ありませんか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それではございませんので、高齢福祉課の皆さんから何かございますでしょうか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、高齢福祉課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時45分

鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

子ども課の審査

鈴木委員長 子ども課所管の常任委員会審査を行います。

子ども課の皆様申し上げます。

議案の説明に当たりましては、簡潔明瞭をお願いしたいと思います。

議案第64号の上程、説明、質

疑、討論、採決

鈴木委員長 議案第64号 那須塩原市福祉事務所設置条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

菊地子ども課長 (議案第64号について説明。)

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございますか。

齊藤委員。

齊藤委員 この福祉事務所はどちらにあるのか教えてもらいたい。

鈴木委員長 課長。

菊地子ども課長 現在の保健福祉部内です。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、討論を許します。

討論ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 討論がないようですので、採決いたします。

議案第64号 那須塩原市福祉事務所設置条例の一部改正についてを原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 議案第64号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第50号の上程、説明、質

疑、討論、採決

鈴木委員長 それでは、ここで常任委員会を予算審査特別委員会(第二分科会)に切りかえ、審査を行います。

議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

菊地子ども課長 (議案第50号について説明。)

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございますか。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 よろしいですか。

それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

討論ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)を原案のとおり可決すべきもの

とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 議案第50号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

あとは午後の部に切りかえたいと思いますので、休憩いたします。

午後1時から再開ということで、よろしく願います。

休憩 午前11時58分

再開 午後 零時57分

鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第1の上程、説明、質疑、
討論、採決

鈴木委員長 午前中では予算審査特別委員会（第二分科会）が終わりましたので、その後、決算審査特別委員会（第二分科会）に切りかえ、審査を行います。

認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

菊地子ども課長 （認定第1号について説明。）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございますか。質疑はありませんか。

櫻田委員。

櫻田委員 112ページの子育て支援サイトの運営なんですけれども、これはどのぐらいの、あれで

すよね、ホームページから入っていくやつですよね。どのぐらい市民の人が利用していたかというデータはありますか。

鈴木委員長 課長。

菊地子ども課長 アクセス件数という形でよろしいでしょうか。

櫻田委員 はい。

菊地子ども課長 3,990件です。

鈴木委員長 ほかございますか。

相馬委員。

相馬委員 すみません、112ページのつどいの広場運営事業、これ、もう一度この事業内容を説明してもらってよろしいでしょうか。

鈴木委員長 課長。

菊地子ども課長 場所は、1カ所は西那須野地区においては、五軒町というところ。足利銀行の隣のビルの1画にあるところでございます。

〔「金足りるの」と言う人あり〕

菊地子ども課長 もう1カ所は、25年度から開設した大原間小学校の隣の美容院か何かのあそこの2階にあるところなんです、実際やっている内容と違いますのは、特に予約があったとかそういうことではなくて、一般の子育て中のお母さんとかお父さん、そして子どもさんがあそこに行って遊んだりとか、あとはそこには職員というか委託をしている方がおりまして、そこが子育てに関する相談とかもしくは子育てに関する情報の提供とか、そういうところで一緒に相談役というかそういうところで人が常時二、三人ぐらいおりまして、そういうところ、本当にサロンみたいなところですね。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 すると、ファミリーサポートセンターとつどいの広場というのは、内容的にどのぐらい違うものなのでしょうか。どういうふうに違うも

のなのでしょうか。

鈴木委員長 課長。

菊地子ども課長 つどいの広場は、今言ったように、特に予約なしで自由に気軽にというようなどころなんですけれども、ファミリーサポートセンターの場合には、一応会員登録というのが、利用する方とあとは利用を受け入れる方というんですかね、例えば送迎をするとか一時預かりをするとか、そういうところで、私はこういう子育てに対する支援対策ができますとか登録をしてもらって、それで、この事務所でコーディネートというか、仲を取り持って、ある方が何月何日にちょっとお葬式があるので子どもを預かってほしいというところをつないでそれをやっていただける方ということ、かぶる内容ではおかしくなるので。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

討論ございますか。

〔「ないです」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 認定第1号は全員異議なく認定すべきものと決しました。

その他

鈴木委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。

櫻田委員。

櫻田委員 (認定こども園について)

鈴木委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 なければ、子ども課の皆さんから何かございますか。

課長。

菊地子ども課長 (保育園入園説明会について)

鈴木委員長 それでは、子ども課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部の交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時35分

鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

社会福祉課の審査

鈴木委員長 社会福祉課について審査を行います。社会福祉課については、常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算審査特別委員会(第二分科会)に切りかえ、審査を行います。

社会福祉課の皆様へ申し上げます。

議案の説明に当たりましては、簡潔明瞭をお願いしたいと思います。

議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

鈴木委員長 それでは、議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

藤田社会福祉課長（議案第50号について説明。）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 議案第50号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

鈴木委員長 それでは、ここで予算審査特別委員会（第二分科会）を決算審査特別委員会（第二分

科会）に切りかえます。

認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

藤田社会福祉課長（認定第1号について説明。）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございますか。

金子委員。

金子委員 102ページで、1つは、前のページの後ろに障害者福祉事務推進費の中で、102ページのほうなんですけれども、子ども発達支援センターなすの園ということを出ているんですが、これは全体ではどのぐらいになるのかというか、これはあれですよ、那須塩原市の負担分というか、それだけなのかなと思うんですけれども。

鈴木委員長 課長。

藤田社会福祉課長 申しわけございません。ちょっと手持ちに資料がありませんので、後で。

金子委員 そうですか。じゃ、後で。

その下の重度心身障害者医療費助成事業、これの扶助費ということを出ていますけれども、これの内容というかどういう出し方をしているのか、ちょっと教えてください。

鈴木委員長 課長。

藤田社会福祉課長 申しわけございません、所管が国保年金課になりますので。後でまいりますので、よろしく願います。

金子委員 104ページの自立支援はどうでしたっけ。これは管轄ですか。それから、そのあとの105ページ、特別障害者手当扶助費についてもちょっとお伺いします。

鈴木委員長 課長。

藤田社会福祉課長 手当の内容ということですか。
金子委員 どういうふうな出し方か。

藤田社会福祉課長 どういう条件の方でどういう
金額でお出ししているのかということでしょうか。

金子委員 はい。扶助費の基準というふうか、そ
ういうふうものを。

藤田社会福祉課長 担当の係長からお答えいたし
ます。

鈴木委員長 係長。

増淵障害福祉係長 104ページの自立支援医療費
のほうでいいでしょうか。更生医療なんです、
主に人工透析の方が占めています。身体障害者
をお持ちの方に特定されるんですけども、身体障
害者の方が医療機関で人工透析を受ける際の自己
負担分について公費で補填するというものです。

それから、育成医療につきましては、子ども、
障害児の方にですけれども、治療によって改善が
見込めるというようなことで口蓋裂であるとか、
先天性の股関節脱臼であるとか、そういった医療
にかかるものについて公費で負担をしているとい
うような医療の負担医療費ということになります。

特別障害者手当でよろしかったでしょうか。

〔「はい。いいです」と言う人あり〕

増淵障害福祉係長 特別障害者手当については、
精神あるいは身体に重大障害ということで、それ
ぞれ1級、2級程度の障害を重複して持っている
方が対象になります。年代によって手当の額は変
わりますが、25年については、2万6,000円をち
よっと超えるという。25年度、2万6,260円の単
価で支出しております。これが特別障害者手当と
いうことになります。

以上です。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 これ、今言った2万6,000円とかいう
のは、一律になるわけですか、こういうのは。障

害のそのいろいろ、何というか、種類、重さ、そ
ういうのによって違わないんですか、こういうの
は。

鈴木委員長 係長。

増淵障害福祉係長 特別障害者手当については月
額の金額が一律で定められていまして、障害によ
って金額が変わるということはありません。

金子委員 了解です。

鈴木委員長 ほかがございますか。

齊藤委員。

齊藤委員 昨年も多分聞かせてもらったのですけ
れども、福祉タクシーの利用の割合なんかはどう
なっているのか教えてください。交付枚数。102
ページの交付件数1,507件なんです、前年度比
なんかわかれば、教えていただければと思います。

鈴木委員長 課長。

藤田社会福祉課長 前年度の交付枚数は1,485件
となっておりますので、若干ふえております。

齊藤委員 ちょっとですね。1,485。

鈴木委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので
質疑を終了いたします。

討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、討論がないようですので
討論を終了いたします。

採決いたします。

認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳
入歳出決算認定についてを原案のとおり認定すべ
きものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 認定第1号は全員異議なく認定すべ
きものと決しました。

その他

鈴木委員長 次第にございませぬが、その他で委員の皆さんから何かございませぬか。

櫻田委員。

櫻田委員 (那須塩原市の障害者数の推移について)

鈴木委員長 そのほかにはございませぬか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、私のほうから1点だけ。(成年後見人制度について)

鈴木委員長 わかりました。

それでは、社会福祉課の皆さんから何かございませぬか。

藤田社会福祉課長 特にございませぬ。

鈴木委員長 それでは、社会福祉課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

執行部の交代のため、暫時休憩いたします。

2時15分から再開をいたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

国保年金課の審査

鈴木委員長 国保年金課について審査を行います。が、国保年金課については、常任委員会に対する

付託案件がありませんので、予算審査特別委員会(第二分科会)に切りかえ、審議を行います。

国保年金課の皆様に申し上げます。

議案の説明に当たりましては、簡潔明瞭をお願いを申し上げます。

議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

鈴木委員長 それでは、議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

稲垣国保年金課長 (議案第50号について説明。)

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませぬか。

ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

討論ございませぬか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)を原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませぬか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 議案第50号は全員異議なく可決すべ

きものと決しました。

議案第51号の上程、説明、質

疑、討論、採決

鈴木委員長 次に、議案第51号 平成26年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

稲垣国保年金課長（議案第51号について説明。）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第51号 平成26年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 議案第51号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第52号の上程、説明、質

疑、討論、採決

鈴木委員長 次に、議案第52号 平成26年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

稲垣国保年金課長（議案第52号について説明。）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第52号 平成26年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 議案第52号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

認定第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

鈴木委員長 それでは、ここで予算審査特別委員会（第二分科会）を決算審査特別委員会（第二分科会）に切りかえます。

認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

稲垣国保年金課長（認定第1号について説明。）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございますか。

金子委員。

金子委員 さっき聞いたところで102ページ、重度心身障害者、これの扶助費、重度心身障害という、医療費に対する助成だからいろいろ段階というか、医療費に対しての助成、これはどういうふうな内容になっているのかなど。

鈴木委員長 係長。

星医療給付係長 医療給付係長の星です。

退職して医療費を窓口で支払いします保険診療の自己負担分ということで、1割と3割の部分が助成の対象です。例えば入院などをした場合の食費とかというのは保険外の部分が対象です。

鈴木委員長 いいですか。

金子委員 いいです。

鈴木委員長 そのほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

討論ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定すべ

きものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 認定第1号は全員異議なく認定すべきものと決しました。

認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

鈴木委員長 次に、認定第2号 平成25年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

稲垣国保年金課長（認定第2号について説明。）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございますか。

高久委員。

高久委員 まず、328ページ、葬祭諸費、葬祭給付ということで、1件につき5万円という話がありました。実際には葬儀やらないと出ないというようなことなんだと思うんですが、亡くなった方の子どもがこれは受け取っているという見方でいいのでしょうか。その給付率どのぐらいなのか。

鈴木委員長 課長。

稲垣国保年金課長 給付率まではわからないんですけども、通知を出して勸奨物を出しているんですが、全来ているかちょっとそこまでは把握しておりません。

ただ、葬祭ですからお葬式を挙げるんですが、例えばこちらでは火葬場使うかと思うんです。それを領収書等で確認をさせていただいております。

高久委員 それ以外受け取っているかどうかとい

うのはわからないということですね。わかりました。

あとは、332ページ、財政調整基金積立金の中の説明の中で、現在21億積立金があるということなんですが、この積立の額ではなくて、その21億、これから先どのように使っていくのか、計画とかそういうのというのはあるのでしょうか。

鈴木委員長 課長。

稲垣国保年金課長 実は、議会会計、先ほど承認いただいた本会計の中で、普通なら6億円ほど繰り入れてそれで対応しようというご趣旨だったんですけれども、25年度からの繰越金があったので、それを減額して取り崩しを少なくする。ほかに減額したんです。そういう状況なんです。

ただし、実はこの補正予算を作成したのが、資料となるのが4月、5月分の給付費、医療費です、これぐらいしかデータがなくて、そのような補正予算を組ませていただきました。毎月毎月ですから、2カ月から3カ月おくれて月ごとの医療費がわかるんですが、26年度、まだ7月ぐらいですとかなり余力が出ております。

ということは、ちょっと大変申しわけないというか、今後やはり取り崩しを12月補正か3月補正でしなければならないという状況になっております。

もう一つは、今回税率も下げているんですけれども、そのような関係もあるかと思えます。

以上です。

鈴木委員長 いいですか。

高久委員 今出ましたけれども、保険料、栃木県で初めて2回目の引き下げをやったというのは那須塩原市だけなんです。その点は確かに評価しています。

結果として、この結果になったというのもあるんだと思うんですが、だんだん県のほうで扱うと

いう流れがどんどんできているんで、この財政調整基金をどういうふうに扱うのかと、市民から預かった大事なお金ということで、市民に還元するのはまずは第一で、県に持っていったんでは趣旨がちょっと変わっちゃうというんで、そのあたりを聞きたかったんですが、これからということ。

鈴木委員長 課長。

稲垣国保年金課長 平成29年度をめぐりに、少子化ということで都道府県が担うというようなスケジュールで進んでいっています。

その中で、那須塩原市国保会計のほうでは、先ほど21億からの基金があるわけなんです、その制度、どの程度の制度の中で、今示されるという案としまして分賦金方式というのが示されました。分賦金方式というのは、例えば那須塩原市が1年間で30億円を県のほうに繰入金として納めてくださいというようなことらしいんです。これはまだ案の段階なんですけれども、それに対して国保税の徴収に当たりましては、市町村が、県が示した標準的な税の税率とか、そういうので独自に設定して徴収するような状況となっております。

その中で、まだ具体的にはっきり決定はされてはおりませんが、かなりの部分で市町村が担う、担うのは税の関係でも、分賦金にしても担わなくてはならない状況になるかと思えます。

そんな中で、国・県の額のほうを注視していきまして、対応していきたいと思っております。

以上です。

鈴木委員長 高久委員。

高久委員 すみません、結局財政調整基金をいっぱい持って県のほうに移行された場合は、ちゃんとした考慮される額があると、那須塩原市民は財政調整基金は全くないような、そういう自治体に比べるとその分安くなるような、そういう措置が

あると思って理解していいですか、あるような。
まだ先の話ですが。

鈴木委員長 課長。

稲垣国保年金課長 この取り扱いに関しては、全くこちらわからない状況です。主要財政の基金に10億円をすぐに県のというのではないかと思いません。そういうことで分賦金方式というのが出てきたのかもしれないんですが、ただ、基金のほうは3年間のサイクルで見直しというんですか、税率も関係して基金のほうの調整をするような見直しを考えております。

鈴木委員長 高久委員。

高久委員 確認です。

鈴木委員長 課長。

稲垣国保年金課長 基本的には税率も下げておりますので、基金の取り崩しというのは今後とも取り崩していく考えではありません。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

齊藤委員。

齊藤委員 328ページのさっきの葬祭給付費の上の出産給付費なんですけれども、42万円がいいんですよね、出すのが。国保のほうなんで、この下の、幾らですか、7,500万円、これ割り算すると178ぐらいなんです。さっきその前の課のときに、子どもを生んだ人数というのが大体1,000人弱生まれているということは、あとは国保じゃなくてそういった社会保険とか厚生年金ということでいいということですか。あくまでも国保年金の扱いの額ということでよろしいんでしょうか。

鈴木委員長 課長。

稲垣国保年金課長 これは国保特別会計からの支出金、国保被保険者に支払ったものでございます。

齊藤委員 わかりました。

鈴木委員長 そのほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

討論ございますか。

高久委員。

高久委員 ここのところの給付の問題で、やっぱり財政調整基金の問題、そういったところは那須塩原市、依然として24年度の1人当たりの医療費というものは、これも栃木県で2番目に低いというか安いという状況です。それだけ市民が健康に留意していると、健康市民であるというふうに捉えていいかと思えます。

その中で、那須塩原市、24年度1人当たり県内で12位という保険の調定額です。9万9,874円という資料を出していただきましたが、まだまだ高いんじゃないかという思いがします。

そういう意味では、ことし2回目の保険料の引き下げをやったと、その中で収納率89.81%と現在16位と、県内でそういう状況です。

やっぱり財政調整基金がここまで減る話がどんどんふえていると。17位とあと21億という話でしたけれども、急に話がふえちゃって、20億円をずっと保っているというのもあります。やっぱりこれは総額給付的に保険料とかそういうので市民に還元すべきという思いがあります。検討していくというお話はいただきましたが、そういう意味では、これは早急に対応すべきというふうに思いません。

やっぱり決算、こういうときですから、今回の認定は認められないと、この財政調整基金の部分をやっぱり早急に解消していくべきというふうに私考えます。そういう意味で、認められないというふうにしたいと思えます。

鈴木委員長 そのほかに討論ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、採決いたします。

認定第2号 平成25年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、ご異議がございますので、挙手により採決いたします。

認定第2号 平成25年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

鈴木委員長 挙手多数と認めます。

よって、認定第2号 平成25年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり採決すべきものと決しました。

認定第3号の上程、説明、質疑、
討論、採決

鈴木委員長 次に、認定第3号 平成25年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

稲垣国保年金課長 （認定第3号について説明。）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございますか。ありませんか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

討論ございますか。ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終

了いたします。

採決いたします。

認定第3号 平成25年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 認定第3号は全員異議なく認定すべきものと決しました。

その他

鈴木委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、ございませんので、国保年金課長の皆様から何かございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、国保年金課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部の交代のため10分間休憩いたします。

3時10分から再開いたします。よろしく願いいたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

市民課の審査

鈴木委員長 市民課について審査を行います、市民課については、常任委員会に対する付託案件がありませんので、決算審査特別委員会（第二分科会）に切りかえ、審査を行います。

市民課の皆様に申し上げます。

議案の説明に当たりましては、簡潔明瞭によりしくお願いしたいと思います。

認定第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

鈴木委員長 それでは、認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

鈴木市民課長（認定第1号について説明。）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございますか。

高久委員。

高久委員 すみません、お先に。

87ページ住民基本台帳で、住基カードということで9,500万円をカードの分を買った、購入したという今説明がありましたけれども、このくらいは出るだろうという見込みでこれは用意したということですか。

鈴木委員長 課長。

鈴木市民課長 これにつきましては、当初予算では、予算につきましては4,500万円ということで、例年コンビニ前はそんなに数が出ないんで、単価の取り方が1枚千二、三百円の値段で予算要求し

ていました。コンビニ交付になりまして、コンビニ対応のカードということで、大量にまずコンビニカードがないとコンビニでとれませんので、大量に買うということで設計書をつくって、契約検査課のほうで印刷してもらって、非常に半値近いような値段でまず買えたということが1つ。

あとは、私どもが想定以上に枚数が出たので、その残金につきましては財政の了解をもらいまして、もう一度、枚数がもう足らなくなってしまって、初め5,000枚だったんですけども、その後4,500枚追加ということで買ってあります。予算内の範囲ですが、当初予算は1,300円くらいで見込んでいた。実際は700円くらいの金額でした。

これがもし同じような値段でなっていれば、補正で増額要求をしたところなんですけれども、執行残で余裕があったんで、財政の了解をもらって、勝手に余ったから使うということできませんので、了解をもらって買ったという次第でございます。

鈴木委員長 質疑ございますか。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

討論ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 認定第1号は全員異議なく認定すべきものと決しました。

陳情第5号の上程、説明、質疑、
討論、採決

その他

鈴木委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。

齊藤委員。

齊藤委員（出生数について）

鈴木委員長 齊藤委員。

齊藤委員（西那須野支所の交付機について）

鈴木委員長 そのほかにごございますか。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 市民課の皆さんから何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、市民課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

保健福祉部の今定例会における審査は終了となりますけれども、保健福祉部全体として何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

鈴木委員長 なければ、以上で終了いたします。

お疲れさまでした。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時35分

鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木委員長 それでは、ここで陳情第5号「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書に関する陳情書を議題といたします。

事務局より概要の説明をお願いします。

増田議会事務局議事課長補佐兼議事調査係長（陳情第5号について説明。）

鈴木委員長 説明が終わりました。

それでは、委員の皆さんからご意見を伺いたいところですが、ありますか。

大体説明聞いた中で大まか理解したのかなと思うんですが、ご意見があればいただきたいと思えますけれども。

大体この今言われた説明の中でご理解はいただけたでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

鈴木委員長 理解していただいたということで、意見がないようすので討論として伺いたいと思えますけれども、討論はいかがでしょうか。

齊藤委員。

齊藤委員 ただいまの陳情第5号、国の手話言語法の早期実現を図れるかという意見書の提出を求める陳情について、賛成の立場から討論させていただきます。

陳情の趣旨で述べられているように、聾学校では手話は禁止されてきました。しかし、現実の社会、聾者が日常生活を営む中では、手話を通じてコミュニケーションを図ることが一般化し、現在はテレビ番組や講演など手話が多くの国民、健常者にも浸透し、理解が得られる状況に変化してきています。

よって、手話が学校教育並びに一般社会においても言語と捉えられるように環境整備を図ること

が求められているものと考えます。

よって、国による手話言語法の制定に取り組むべきものと判断し、この陳情に賛成いたします。

鈴木委員長 ありがとうございます。

ほかの方、討論ございますか。

金子委員。

金子委員 現在、聴覚障害者全国で35万人ほどいるということで、栃木県内でも8,000人が聴覚障害者手帳を持っているそうです。そのうちの2,000人が手話を使うと言われています。

今までは、日本では障害者に対してすごく偏見があって、平等とか同等とか、そういう同じ日常生活をするところまでは至っていなかったようですが、また聴覚障害者は視覚障害者と違って外見上健常者と見分けがつかないために、割と気がつかずに見過ごされてしまいがちだったと思います。

聴覚障害者にとっては、手話は言葉として理解し合える、また情報を得る最高の手段、方法であると思います。最近では、ようやく公民館などで手話を習うグループの姿が大分見られるようになりました。これからは手話利用者が多分ふえていくと思われれます。そういう中で、障害者が健常者と分け隔てなく同じく生活ができる社会、環境をつくっていくということが私たちの当然の務めであると思います。

そのために、手話言語のための法律が制定されるのは当たり前のことだと思われれます。いつとも早く差別のない社会をつくっていくことが私に課せられた使命であると考えて、手話言語法制定を国に求める意見書採択に賛成をいたします。

鈴木委員長 ほかに討論ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了し、採決いたします。

陳情第5号 「手話言語法（仮称）」の制定を

求める意見書に関する陳情書は採択すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 陳情第5号は全員異議なく採択すべきものと決しました。

つきましては、陳情にございますように、国に対する意見書を提出することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、陳情に添付されていた意見書案を事務局より配付させますので、内容を精査していただき、ご意見があれば挙手の上、発言をお願いいたします。

〔意見書案配付〕

鈴木委員長 渡りましたね。

それでは、この意見書について、ご意見ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、この意見書を29日の議員全員協議会で説明し、30日の最終日に議案として提出したいと思います。

それでは、陳情第5号の審査を終了いたします。

その他

鈴木委員長 以上で、本日の委員会日程は終了いたしました。

本委員会の審査報告書は本職が作成し、議長に提出いたしますので、ご一任くださいますようお願いをいたします。

それでは、事務局から連絡あります。

事務局、よろしくお願ひします。

増田議会事務局議事課長補佐兼議事調査係長
(事務連絡について)

閉会の宣告

鈴木委員長 それでは、これをもちまして福祉教育常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時45分